

資料編

頁

都市計画法関係

【資料 1 - 1】	都市計画法の開発許可等担当部署	1
【資料 1 - 2】	市街化調整区域の決定日	2
【資料 1 - 3】	開発許可事務の手続フロー	3
【資料 1 - 4】	開発申請のフロー	4
【資料 1 - 5】	開発許可等の申請に必要な図書	6
【資料 1 - 6】	開発許可等の手数料	16
【資料 1 - 7】	開発許可の申請書等の様式	18
【資料 1 - 8】	市街化調整区域における開発許可等判別表 (削除)	-
【資料 1 - 9】	法第34条各号に関する申請に必要な図書	63
【資料 1 - 10】	法第34条第1号に関する参考資料	82
【資料 1 - 11】	法第34条第10号の手続フロー	90
【資料 1 - 12】	既存宅地制度の廃止について (削除)	-
【資料 1 - 13】	都市計画法上の改築及び増築の取扱いについて (削除)	-
【資料 1 - 14】	集落連たん地域における開発行為等(制度廃止)	91

宅地造成等規制法関係

【資料 2 - 1】	宅地造成等規制法の許可等担当部署	93
【資料 2 - 2】	宅地造成工事規制区域の指定日	93
【資料 2 - 3】	宅地造成工事許可事務の手続のフロー	94
【資料 2 - 4】	宅地造成工事許可の申請に必要な図書	95
【資料 2 - 5】	宅地造成工事許可の手数料	98
【資料 2 - 6】	宅地造成工事許可の申請書等の様式	100

法令・運用指針・技術基準等関係

【資料 3 - 1】	開発許可制度運用指針	128
【資料 3 - 2】	岐阜県土地開発事業の調整に関する規則	165
【資料 3 - 3】	岐阜県都市計画法施行細則	171
【資料 3 - 4】	岐阜県宅地造成等規制法施行細則	175
【資料 3 - 5】	岐阜県福祉のまちづくり条例(抄)・同施行規則	178
【資料 3 - 6】	岐阜県宅地開発基準条例	184
【資料 3 - 7】	建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準	188
【資料 3 - 8】	宅地開発に伴い設置される洪水調節(整)池の多目的利用指針(案)について	192

【資料1-1】

都市計画法の開発許可等担当部署

(1) 県の機関

	所在地	電話	所管区域
岐阜・西濃 建築事務所	大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎	0584-73-1111	羽島市、山県市、瑞穂市、 本巣市、羽島郡、本巣郡 海津市、養老郡、不破郡、 安八郡、揖斐郡
中濃建築事務所	美濃加茂市古井町下古井大脇2610-1 可茂総合庁舎	0574-25-3111	関市、美濃市、美濃加茂市、 郡上市、加茂郡、可児郡
東濃建築事務所	多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎	0572-23-1111	中津川市、瑞浪市、恵那市、 土岐市
飛騨建築事務所	高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎	0577-33-1111	飛騨市、下呂市、大野郡
都市建築部 建築指導課	岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁	058-272-8691	

(2) 許認可権限を有する市の機関

市	担当課	所在地	電話
岐阜市	まちづくり推進部 開発指導景観課	岐阜市今沢町18	058-265-4141
大垣市	都市計画部建築指導課	大垣市丸の内2-29	0584-81-4111
多治見市	都市計画部開発指導課	多治見市日ノ出町2-15	0572-22-1111
各務原市	都市建設部建築指導課	各務原市那加桜町1-69	058-383-1111
可児市	建設部建築指導課	可児市広見1-1	0574-62-1111
高山市	都市政策部建築住宅課	高山市花岡町2-18	0577-32-3333

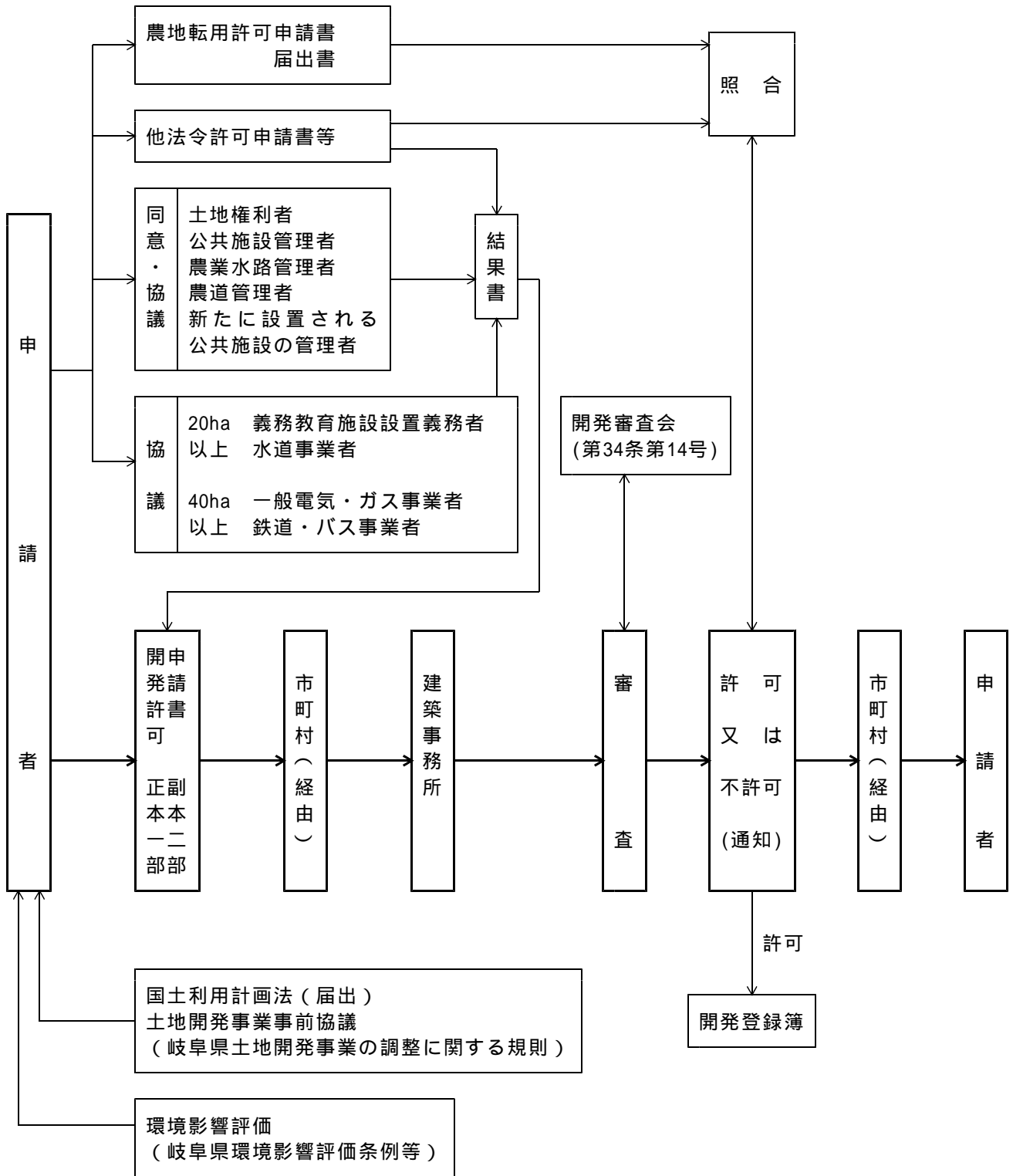
市街化調整区域の決定日

都市計画区域名	市町名	当初線引き	市街化調整区域の拡大
岐 阜	岐阜市	昭和46. 3.31	
	各務原市 (旧川島町の地域)	昭和46. 3.31	
	瑞穂市	昭和46. 3.31	平成 6. 9.20
	本巣市	昭和46. 3.31	
	岐南町	昭和46. 3.31	
	笠松町	昭和46. 3.31	
	柳津町	昭和46. 3.31	
	北方町	昭和46. 3.31	
大 垣	大垣市	昭和46. 3.31	平成 3. 4.23
	垂井町	昭和46. 3.31	
	神戸町	昭和46. 3.31	
	安八町	昭和46. 3.31	
	墨俣町	昭和46. 3.31	
多治見	多治見市	平成 8.10. 1	
羽 島	羽島市	昭和46. 3.31	
各務原	各務原市	昭和46. 3.31	

注) 市街化調整区域の拡大欄には、市街化区域から市街化調整区域になった場合を記載しています。

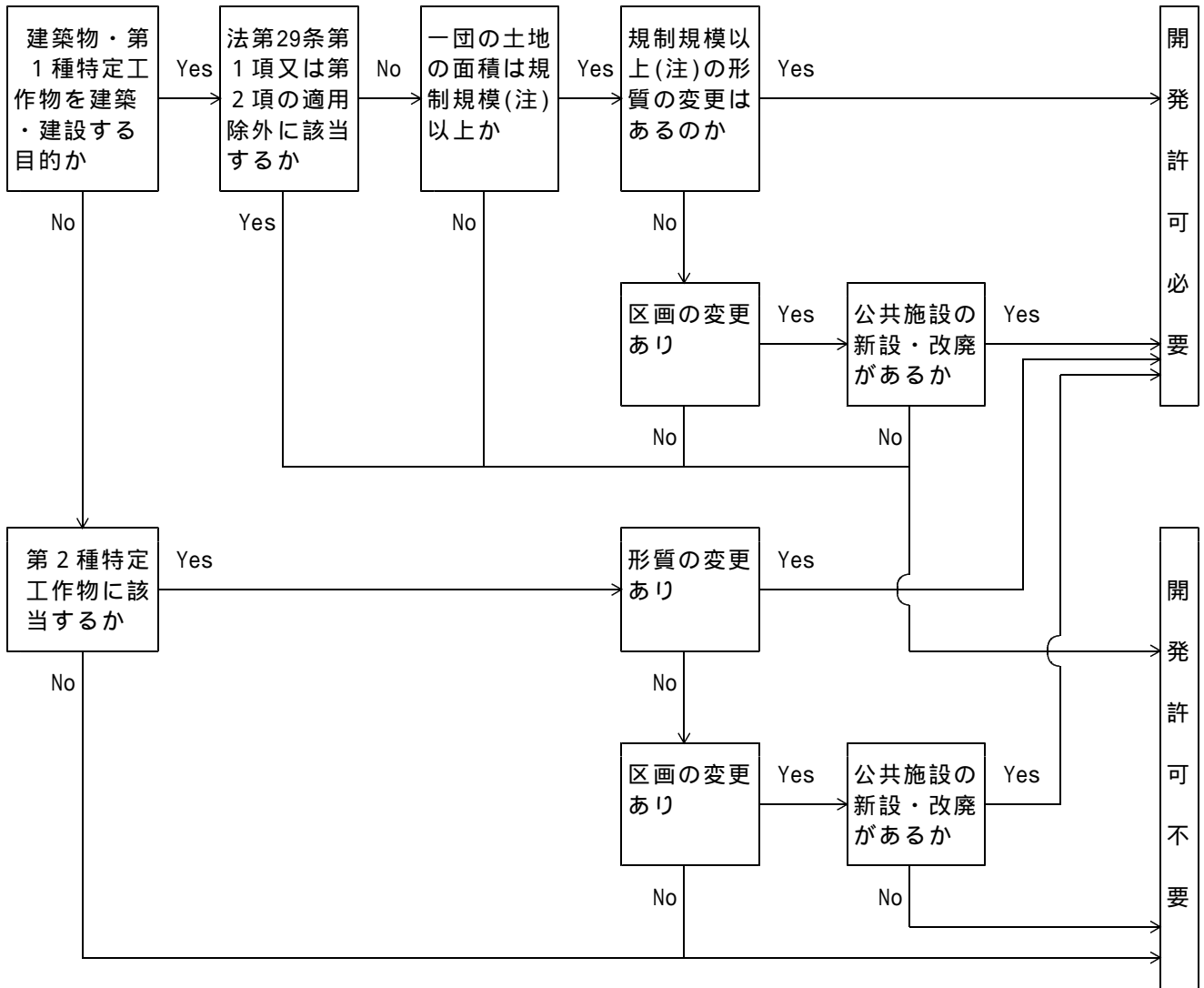
上記以外にも、行政界の変更に伴って新たに市街化調整区域になった場合がありますので注意願います。(最近の事例として、岐阜市と高富町の行政界変更により、岐阜市の区域に編入した区域は非線引き都市計画区域から市街化調整区域になっています。平成12年1月7日決定告示)

開発許可事務のフロー



開発申請のフロー

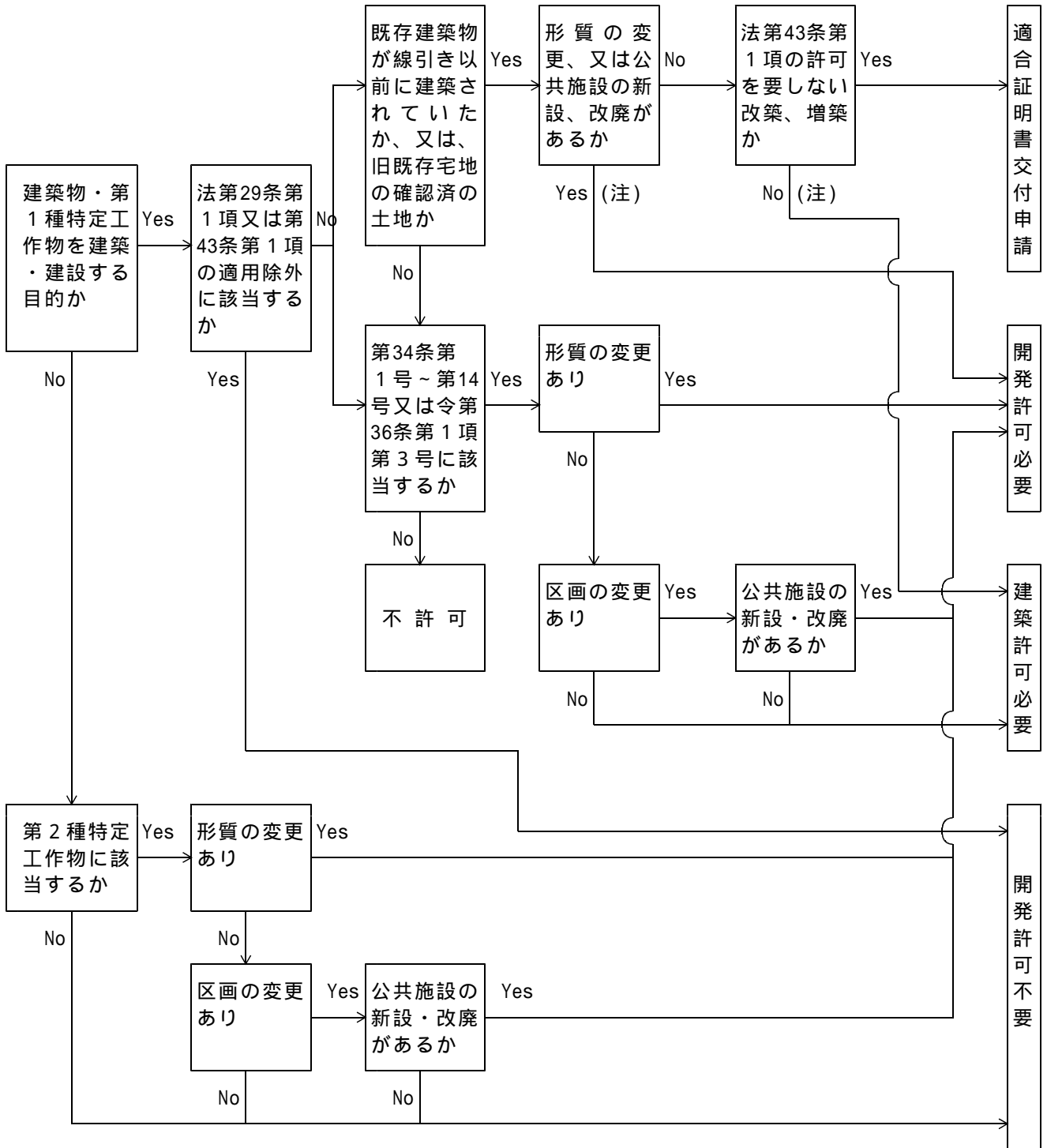
(1) 市街化調整区域以外



開発許可不要の場合、原則として確認申請前に適合証明書の交付を受けることが必要

(注) 規制規模	市街化区域	1,000 m ²
	非線引き都市計画区域	3,000 m ²
	準都市計画区域	3,000 m ²
	準都市計画区域及び都市計画区域外	10,000 m ²

(2) 市街化調整区域



開発許可不要の場合、原則として確認申請前に適合証明書の交付を受けることが必要。

【資料1 - 5】

開発許可等の申請に必要な図書

(1) 都市計画法第29条の開発行為許可、第35条の2の変更許可申請

図書の名称	明示すべき事項	縮尺(様式)	備考	新規許可申請書				変更許可申請書				根拠法令
				正本			副本	正本			副本	
				居自 住用己	業自 務用己	以自 己外		居自 住用己	業自 務用己	以自 己外		
開発行為許可申請書		規則(別記様式第二)						-	-	-	-	・法第30条 ・規則第16条第1項
開発行為変更許可申請書		県細則(第5号様式の2)		-	-	-	-					・県細則第3条
設計説明書	<ul style="list-style-type: none"> 設計の方針 開発区域(開発区域を工区に分けた場合は、開発区域及び工区)内の土地の状況 土地利用計画 公共施設の整備計画(公共施設の管理者となるべき者及び公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項を含む。) 	県細則(第3号様式)		×			×	×		×	<ul style="list-style-type: none"> ・法第30条第1項第3号 ・規則第16条第2項、第3項 ・県細則第2条第2項 	
開発区域位置図	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域の位置 主要道路、主要交通機関の名称及びそれからの経路 排水先の河川への系路 学校、その他目標となる地物及び方位 	1/50,000以上	地形図であること。				×	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・法第30条第2項 ・規則第17条第1項第1号 ・同条第2項 	
開発区域区域図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 地形 開発区域の区域(境界赤枠) 行政区域界、町又は字界、都市計画区域界 土地の地番及び形状 	1/2,500 (1/3,000)以下					×				<ul style="list-style-type: none"> ・法第30条第2項 ・規則第17条第1項第2号 ・同条第3項 	
現況図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 開発区域の境界(赤枠) 標高差を示す等高線 植生区分 建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状 開発区域内及び開発区域周辺の道路、公園、緑地、広場、河川、道路、取水施設その他公共施設並びに官公署、文教施設その他公益施設の位置及び形状 令第28条の2第1号に規定する樹木及び樹木集団の位置 令第28条の2第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の位置 	1/2,500 (1/3,000)以上	<ul style="list-style-type: none"> 1 等高線は、2mの標高差を示すものであること。 2 樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあっては、規模が1ha以上の開発行為について記載すること。 				×				<ul style="list-style-type: none"> ・法第30条第1項第3号 ・規則第16条第2項、第4項 	
土地の公図(字絵図)の写し	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域の境界(赤枠) 土地の地番及び形状 		法務局保管の公図				×				×	・県細則第2条第1項第1号

図書の名称	明示すべき事項	縮尺(様式)	備考	新規許可申請書				変更許可申請書				根拠法令
				正本			副本	正本			副本	
				居自 住用己	業自 務用己	以自 己用		居自 住用己	業自 務用己	以自 己用		
実測図に基づく 公共施設の 新旧対照図	<ul style="list-style-type: none"> 方位及び開発区域の境界 既存、新設の公共施設の位置及び対照番号 色別は次のとおり (新設)(既存)(廃止) 道路 茶 赤 黄 水路 緑 青 空 	1/500以上	既存公共施設がある場合に限る。	×			×	×		×	<ul style="list-style-type: none"> 県細則第2条第2項 	
土地利用 計画図	<ul style="list-style-type: none"> 方位、開発区域の境界及び工区界 公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又はへいの位置 開発区域内外の道路の位置、形状及び幅員 排水施設の位置、形状及び水の流れる方向 都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称 消防水利の位置及び形状 遊水池(調整池)の位置及び形状(多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用部分の区分) 河川その他の公共施設の位置及び形状 予定建築物の敷地の形状及び面積 敷地に係る予定建築物の用途 公益的施設の位置、形状、名称及び面積 樹木又は樹木の集団の位置 緩衝帯の位置、形状及び幅員 のり面(がけを含む)の位置及び形状 擁壁の位置及び種類 	1/1,000以上									<ul style="list-style-type: none"> 法第30条第1項第3号 規則第16条第2項、第4項 	
造成計画 平面図	<ul style="list-style-type: none"> 方位、開発区域の境界及び工区界 切土又は盛土をする土地の部分(色別は切土=茶色、盛土=緑色) 擁壁の位置、種類及び高さ のり面(がけを含む)の位置及び形状 道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高 遊水池(調整池)の位置及び形状 予定建築物等の敷地の形状及び計画高 	1/1,000以上	<ul style="list-style-type: none"> 1 小規模開発の場合は、土地利用計画図と合わせ図示してもよい。 2 切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。 								<ul style="list-style-type: none"> 法第30条第1項第3号 規則第16条第2項、第4項 	

図書の名称	明示すべき事項	縮尺(様式)	備考	新規許可申請書				変更許可申請書				根拠法令
				正本			副本	正本			副本	
				居自 住用己	業自 務用己	以自 己用		居自 住用己	業自 務用己	以自 己用		
造成計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域の境界 切土又は盛土をする前後の地盤面(色別は切土=茶色、盛土=緑色) 擁壁、がけの位置 計画地盤高 	1/1,000以上	高低差の著しい箇所について作成すること。								<ul style="list-style-type: none"> 法第30条第1項第3号 規則第16条第2項、第4項 	
排水施設計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域の境界 遊水池(調整池)の位置及び形状 都市計画施設に定められた排水施設の位置、形状及び名称 道路側溝その他の排水施設の位置、形状及び種類 配水管の勾配及び管径 人孔の位置及び人孔間距離 水の流れの方向 吐口の位置 放流先河川又は水路の名称、位置及び形状 予定建築物等の敷地の形状及び計画高 道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高 のり面(がけを含む)又は擁壁の位置及び形状 	1/500以上								<ul style="list-style-type: none"> 法第30条第1項第3号 規則第16条第2項、第4項 		
給水施設計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域の境界 給水施設の位置、形状、内のり寸法 取水方法 消火栓の位置 	1/500以上	小規模開発の場合は、排水施設計画断面図に合せて図示してもよい。	x				x			<ul style="list-style-type: none"> 法第30条第1項第3号 規則第16条第2項、第4項 	
がけの断面図	<ul style="list-style-type: none"> がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地質の厚さ) 切土又は盛土をする前の地盤面 小段の位置及び幅 石張、芝張、モルタルの吹付等のがけ面の保護の方法 	1/50以上	<p>1 切土をした土地の部分に生ずる高さ2mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さ1mを超えるがけ又は切土と盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さ2mを超えるがけについて作成すること。</p> <p>2 擁壁でおおわれるがけ面については、土質に関する事項は、示すことを要しない。</p>							<ul style="list-style-type: none"> 法第30条第1項第3号 規則第16条第2項、第4項 		
擁壁の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の寸法及び勾配 擁壁の材料の種類及び寸法 裏込めコンクリートの寸法 透水層の位置及び寸法 擁壁を設置する前後の地盤面 基礎地盤の土質 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 	1/50以上	原則として、構造計算書を添付する。(高さが1m以上の擁壁。ただし、練積造は除く。)								<ul style="list-style-type: none"> 法第30条第1項第3号 規則第16条第2項、第4項 	

図書の名称	明示すべき事項	縮尺(様式)	備考	新規許可申請書				変更許可申請書				根拠法令
				正本			副本	正本			副本	
				居自 住用己	業自 務用己	以自 己用		居自 住用己	業自 務用己	以自 己用		
公共施設の管理者の同意書	(法第32条に規定する同意を得たことを証する書面)						(写)				(写)	・法第30条第2項
公共施設の管理者等との協議書	(法第32条に規定する協議の経過を示す書面)			×			(写)	×			(写)	・法第30条第2項
開発行為に関する同意状況調査書		県細則(第4号様式)					×				×	・県細則第2条第3項
開発行為施行同意書	(法第33条第1項第14号に規定する施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得たことを証する書面)		原則として使用印は実印とし、印鑑証明書を添付すること。				×				×	・法第30条第2項 ・規則第17条第1項第3号
開発区域内の土地の登記事項証明書							×				×	・県細則第2条第1項第1号
資金計画書	収支計画、年度別資金計画 添付資料-融資証明書、預金残高証明書等の裏付け資料	規則(別記様式第三)	自己の業務用は、開発区域の面積が1ha以上の場合に添付すること。	×			×	×	×	×	×	・法第30条第1項第5号 ・規則第15条第4号 ・同第16条第5項
申請者の能力及び信用に関する申告書	添付書類 ・法人の登記簿謄本(個人の場合は住民票抄本) ・納税証明書(事業税及び県民税) ・宅地建物取引業の免許書の写し(分譲の場合)	県細則(第1号様式)	自己の業務用は、開発区域の面積が1ha以上の場合に添付すること。	×			×	×	×	×	×	・県細則第2条第1項第2号 ・同条同項第4号
工事施行者の能力に関する申告書	添付書類 ・法人の登記簿謄本(個人の場合は住民票抄本) ・納税証明書(事業税及び県民税) ・建設業の許可証明書	県細則(第2号様式)	1 工事施行者とは、開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施工する者をいう。 2 自己の業務用は、開発区域の面積が1ha以上の場合に添付すること	×			×	×			×	・県細則第2条第1項第3号 ・同条同項第4号
工事設計者の資格に関する調査書	添付書類 ・卒業証明書 ・経歴証明書	県細則(第5号様式)	開発区域の面積が1ha以上の場合に添付すること。				×				×	・法第32条第2項 ・規則第17条第1項第4号 ・県細則第2条第1項第4号 ・法第31条 ・規則第19条 ・県細則第2条第4項
開発登録簿		県細則(第12号様式)	綴じ込まないこと。				×				×	・県細則第13条第1項

図書の名称	明示すべき事項	縮尺(様式)	備考	新規許可申請書				変更許可申請書				根拠法令	
				正本			副本	正本			副本		
				居自 住用己	業自 務用己	以自 己外用		居自 住用己	業自 務用己	以自 己外用			
従前の許可書の写し				-	-	-	-					×	・県細則第2条第1項第4号
道路縦断面図	・測点、勾配、計画高、地盤高、単距離、追加距離、縦断曲線、平面曲線	1/500以上		×				×					・同上
道路横断面図	・舗装の構成及び詳細 ・雨水桝及び取付管の形状 ・道路側溝の位置、形状及び寸法 ・埋設管の位置 ・道路幅員 ・横断勾配	1/50以上		×				×					・同上
排水施設縦断面図	・マンホール 記号、マンホールの種類、位置及び深さ、排水渠勾配、マンホール 間距離、管径、土被り、計画地盤高、地盤高、管底高	1/500以上	20ha以上は、別に終末処理施設の図書を添付すること。										・同上
排水施設構造図	・構造詳細図(開渠、暗渠、落差工、マンホール、雨水桝、吐口、泥溜)	1/50以上											・同上
防災工事平面図	・方位、等高線、計画道路の位置、段切位置 ・ヘド口除去の位置及び深さ ・防災施設の位置、形状、寸法及び名称 ・土砂流出防止(流土止め)計画 ・工事中の雨水排水経路 ・防災措置の時期及び期間	1/1,000以上											・同上
防災施設構造図		1/100以上											・同上
流量計算書			原則として、0.1ha以上の場合に添付すること。					×				×	・同上
防火水槽構造図		1/50以上											・同上
委任状			申請の委任をした場合に限る。					×				×	・同上
開発行為施行書	(例)排水管を隣地に埋設する場合、造成後さらに隣地に及ぼす影響があると認められるときの隣地土地所有者の同意							×				×	・同上
念書	(例)開発区域内の排水施設が開発区域外の排水施設に有効に接続できず、やむを得ず浸透式溜枘で処理するとき							×				×	・同上
その他	・法第34条各号に該当することを証する書類(市街化調整区域内の開発に限る) ・開発区域の実測図 ・その他							×				×	・同上

注意 1 公共施設に関する同意書、協議書等該当するものがない場合は、添付する必要はありません。
2 設計図には、作成者が記名押印又は署名をすること。(規則第16条第6項)

(2) 都市計画法第36条の工事完了届

図書の名称	説明	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
工事完了届出書	開発行為に関する工事を完了したとき	規則(別記様式第四)			×	法第36条第1項 規則第29条
公共施設工事完了届出書	開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了したとき	規則(別記様式第五)			×	同上 同上
造成確定平面図 確定測量図					×	
土地利用計画図	兼用可	1/1,000以上			×	
公共施設表示図	確定測量図上に表示可				×	
完成写真	・開発区域の全景(開発区域界朱書)及び構造物の位置、形状等がわかるもの ・開発面積が5ha以上のものについては、原則として、航空写真とすること。				×	
工事写真	・本編第6章第1節1完了検査(1)によること。 ・A4版台紙に貼付すること。				×	
高さ2mを超える擁壁がある場合は、建築基準法による工事完了届の写し					×	
その他知事が必要と認める書類	開発許可書、変更許可書の写し等				×	

(3) 都市計画法第37条の建築制限解除承認申請

図書の名称	説明	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
承認申請書	・建築物又は特定工作物を開発工事中に建築又は建設しなければならない理由を具体的に詳しく記載すること。(理由書として別紙可)	県規則(第7号様式)				県細則第6条
附近見取図		1/10,000以上			×	県細則第6条第1号
現況平面図	・土地の地形、道路、排水施設等と建築物等との関係を明示すること。	1/3,000以上			×	県細則第6条第2号
建築物の平面図	・建築物の用途を明示すること。	1/200以上				県細則第6条第3号
特定工作物の平面図	・特定工作物の用途を明示すること。	1/1,000以上				同上
その他知事が必要と認める図書	建築物又は特定工作物を開発工事中に建築又は建設しなければならない理由の説明図 (例示)工事中現況平面図、断面詳細図	1/50以上				県細則第6条第4号
	許可書の写し	・開発許可書、変更許可書の写し等			×	同上
	現況写真	・現況図の内容を把握できるもの			×	同上

(4) 都市計画法第38条の開発行為に関する工事の廃止届

図書の名称		説明	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
開発行為に関する工事の廃止の届出書			規則(別記様式第八)				法第38条 規則第32条
廃止の理由書						×	県細則第7条第1項 第1号
現況図		・廃止の時の土地の地形等を明示した平面図、横断図、縦断図	1/3,000以上			×	県細則第7条第1項 第2号
工事関係施設等の構造図						×	県細則第7条第1項 第3号
廃止に伴う防災工事等の設計説明書及び設計図				工事の途中において廃止する場合			県細則第7条第1項 第4号
当該土地の所在する市町村長の意見書						×	県細則第7条第2項
現況写真		・現況図の内容を把握できるもの				×	県細則第7条第1項 第2号
認め 必要 とする 図書	許可書の写し	・開発許可書、変更許可書の写し等				×	
	その他の図書						

(5) 都市計画法第41条の建築物の建ぺい率等についての特例許可申請

図書の名称		説明	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
特例許可申請書			県細則(第8号様式)				県細則第8条
附近見取図			1/10,000以上			×	同上
現況平面図		・土地の地形、道路、排水施設等と建築物等との関係を明示すること。	1/3,000以上			×	同上
建築物の平面図		・建築物の用途を明示すること。	1/200以上				同上
認め 必要 とする 図書	許可書の写し	・開発許可書、変更許可書の写し等					同上
	その他の図書	(例示)建築物立面図	(1/200以上)				同上

(6) 都市計画法第42条の開発許可を受けた土地における建築等の許可申請

図書の名称		説明	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
許可申請書			県細則(第9号様式)				県細則第9条
附近見取図			1/10,000以上			×	同上
現況平面図		・土地の地形、道路、排水施設等と建築物等との関係を明示すること。	1/3,000以上			×	同上
建築物の平面図		・建築物の用途を明示すること。	1/200以上				同上
特定工作物の平面図		・特定工作物の用途を明示すること。	1/1,000以上				同上
要 その 認め 必要 とする 図書	理由書					×	同上
	許可書の写し	開発許可書、変更許可書の写し等				×	同上
	その他の図書	(例示)建築物立面図	(1/200以上)			×	同上

(7) 都市計画法第43条の建築物の新築・改築・用途の変更又は第一種特定工作物の新設の許可申請

図書の名称		説明	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
許可申請書			規則(別記様式第九)				規則第34条第1項
附近見取図		方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設	1/10,000以上			×	規則第34条第2項
敷地現況図		(1)建築物の新築若しくは改築又は第一種特定工作物の新設の場合 敷地の境界、建築物の位置又は第一種特定工作物の位置、がけ及び擁壁の位置並びに排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称 (2)建築物の用途の変更の場合 敷地の境界、建築物の位置並びに排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	1/2,500以上			×	同上
建築物及び工作物の平面図			1/200以上				県細則第10条第1号
擁壁及び排水施設の構造図		新築及び改築並びに新設の場合に限る。				×	県細則第10条第2号
その他知事が必要と認める図書	土地の公図の写し					×	県細則第10条第3号
	土地登記事項証明書(原本)					×	同上
	法第34条第1号から第10号までに規定する建築物又は第一種特定工作物に該当することを証する書類	令第36条第1項第3号イに該当する場合				×	同上
	法第34条第11号に規定する土地において同号に規定する目的で建築し、又は建設する建築物又は第一種特定工作物に該当することを証する書類	令第36条第1項第3号ロに該当する場合				×	同上
	敷地の実測図					×	同上
	その他の図書	令第36条第1項第3号ハ・ホに該当することを証する書類				×	同上

(8) 都市計画法第44条の許可に基づく地位承継届

図書の名称		説明	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
地位承継届出書		承継の理由は別紙の理由書でも可	県細則(第10号様式)				県細則第11条
承継を証する書類		戸籍謄本、法人の場合は登記簿謄本				×	同上
理由書						×	

(9) 都市計画法第 4 5 条の許可に基づく権利譲渡の地位承継承認申請

図書の名称	説明	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
地位承継承認申請書		県細則(第11号様式)				県細則第12条
開発行為に関する権原を取得したことを証する書類	土地の売買契約書、土地の登記簿謄本等				×	同上
規則第16条第5項に規定する資金計画書	承継を承認するか否かの判断の基準は、主として、申請者が適法に当該開発区域内の土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得しているかどうか、当初の許可どおりの開発行為を行うために必要な資力及び信用があるかどうかによる。				×	
法第33条第1項第12号に規定する申請者の資力及び信用に関する書類					×	
法第33条第1項第14号に規定する相当数の同意を得たことを証する書類					×	
法第32条に規定する公共施設管理者の同意を得たことを証する書面及び協議の経過を示す書面					×	
理由書					×	

(10) 都市計画法施行規則第60条に基づく適合証明書交付申請

該当 条文	正本														副本	説明	
	法第29条				法第37条		法第41条	法第42条		法第43条			法第53条				
	第1項 許可済	第1項 開発行為が ないもの	第1号	第2・ 3・8・ 9・ 10・ 11号	第4・ 5・ 6・ 7号	(承 認 済) 第1号	第2号	(許 可 済) 第2項	(許 可 済) 第1項	第2項	(許 可 済) 第1項	(確 認 済) 第6号	第1・ 2・ 4・ 5号	第3号			(許 可 済) 第1項
図書名																	
交付申請書																	県細則第16条の2(第16号様式)
事業計画書	事業計画説明書																× 事業の目的、利用及び管理形態、適用除外になる理由(具体的に記載) 同条第1号
	土地利用計画図																縮尺1/1,000以上とし、方位、開発区域、建築敷地の境界、工区界、予定建築物等の敷地の形状及び配置 同条第1号
	建築物等の平面																用途別面積表、建築面積、延べ面積、建ぺい率、容積率 同条第1号
現況図																	× 縮尺1/2,500以上とし、方位、地形(等高線は2mの標高差を示すもの)、開発区域、建築敷地の境界(朱書) 同条第2号
土地登記簿謄本(原本)																	× 同条第2号
その他知事が必要と認める図書	附見取図																× 縮尺1/10,000以上とし、方位、開発区域(建築敷地)とその位置、主要道路、主要交通機関からの経路、名称、その他目標となる地物 同条第3号
	区域図																× 縮尺1/2,500以上とし、方位、地形、開発区域、建築敷地の境界(朱書) 同条第3号
	実測図																縮尺1/500以上とし、方位、開発区域、面積等を集計した表 同条第3号
	造成計画断面図																縮尺1/1,000以上とし、切土(茶色)又は盛土(緑色)をする前後の地盤面、擁壁、がけの位置 同条第3号
	土地の公図の写し																× 同条第3号
	農林漁業従事者の旨の証明																× 2号の場合 同条第3号
	農地転用の許可書の写し																× 同条第3号
	現況写真																× 同条第3号
その他																	× 資金計画、管理法令、設置者の資格(免許証の写し等)、罹災証明書、協議書の写し、許可書、変更許可書の写し等 同条第3号

注意 副本欄が「×」の書類について、副本への添付が必要になるのは、正本への添付が必要な場合のみです。

開発許可等の手数料

(1) 手数料

岐阜県手数料徴収条例

- ・岐阜県都市計画法関係手数料の細目を定める規則
- ・旧岐阜県宅地開発基準条例関係手数料の細目を定める規則
- ・岐阜県租税特別措置法関係手数料の細目を定める規則

(2) 都市計画法関係手数料に関する留意事項

開発行為の目的が、自己の居住用、自己の業務用又は非自己用のうち、2以上の目的を有する場合には、主たる開発目的で判断する。

変更許可申請（法第35条の2第1項）のうち、「その他」に該当するものは以下のとおり。

- ・公共施設の管理者及び土地の帰属に関する事務の変更
- ・予定建築物等の用途の変更
- ・工区の変更
- ・自己業務用開発（1ヘクタール以上に限る。）又は非自己用開発での資金計画の変更
- ・自己業務用開発（1ヘクタール以上に限る。）又は非自己用開発での工事施行者の変更

(3) 都市計画法関係手数料納付書 次頁

岐 阜 県 収 入 証 紙 納 付 書

納付者	住 所		開 発 面 積 敷 地	m ²
	氏 名			
開 発 建 築	行 為 地		ち ょ う 付 金 額	円
条 文	内 容	面 積	金 額	収 入 証 紙 ち ょ う 付 欄
都市計画法 第29条第1項 第29条第2項	自己居住用 (自己業務用) [非自己用]	0.1ha未満	8,600 (13,000) [86,000]	
		0.1ha以上 0.3ha未満	22,000 (30,000) [130,000]	
		0.3ha以上 0.6ha未満	43,000 (65,000) [190,000]	
		0.6ha以上 1 ha未満	86,000 (120,000) [260,000]	
		1 ha以上 3 ha未満	130,000 (200,000) [390,000]	
		3 ha以上 6 ha未満	170,000 (270,000) [510,000]	
		6 ha以上 10ha未満	220,000 (340,000) [660,000]	
		10ha以上	300,000 (480,000) [870,000]	
第35条の2第1項	設 計 変 更		上記の1/10	
	区 域 編 入		編入区域の 面積に応じ 上記の額	
	そ の 他		10,000	
第41条第2項			46,000	県 受 付
第42条第1項			26,000	
第43条第1項		0.1ha未満	6,900	
		0.1ha以上0.3ha未満	18,000	
		0.3ha以上0.6ha未満	39,000	
		0.6ha以上 1 ha未満	69,000	
		1 ha以上	97,000	
第45条	自 己 居 住 用		1,700	
	自 己 業 務 用	1 ha未満	1,700	
		1 ha以上	2,700	
非 自 己 用		17,000		
許可等の証明	上記の許可等を受けた旨の証明	1 通につき	350	
第47条第5項	開発登録簿の写	1 通につき	470	
都市計画法施行規則第60条	適合証明書交付申請	1 通につき	350	

- 備考
- 1 収入証紙は、納付者において消印しないで下さい。
 - 2 「収入証紙ちょう付欄」に貼れない場合には、裏面に貼り付け、又は納付者の住所及び氏名を記入した別紙を追加して貼り付けて下さい。
 - 3 第35条の2においては、それぞれを合算した額とする。ただし、その額が87万円を超えるときは、87万円とする。
 - 4 欄は、記入しないで下さい。

開発許可の申請書等の様式

1 都市計画法施行規則関係

- | | |
|--------------------------------|------------------|
| (1) 開発行為許可申請書 | 別記様式第2(第16条関係) |
| (2) 開発行為許可申請書 | 別記様式第2の2(第16条関係) |
| (3) 資金計画書 | 別記様式第3(第16条関係) |
| (4) 工事完了届出書 | 別記様式第4(第29条関係) |
| (5) 公共施設工事完了届出書 | 別記様式第5(第29条関係) |
| (6) 開発行為に関する工事の検査済証 | 別記様式第6(第30条関係) |
| (7) 公共施設に関する工事の検査済証 | 別記様式第7(第30条関係) |
| (8) 開発行為に関する工事の廃止の届出書 | 別記様式第8(第32条関係) |
| (9) 建築物等の(新築・新設・改築・用途の変更)許可申請書 | 別記様式第9(第34条関係) |

2 岐阜県都市計画法施行細則関係

- | | |
|---|------------------|
| (1) 申請者の資力及び信用に関する申告書 | 第1号様式(第2条関係) |
| (2) 工事施行者の能力に関する申告書 | 第2号様式(第2条関係) |
| (3) 設計説明書 | 第3号様式(第2条関係) |
| (4) 開発行為施行に関する同意状況調査書 | 第4号様式(第2条関係) |
| (5) 工事設計者の資格に関する調査書 | 第5号様式(第2条関係) |
| (6) 開発行為協議申請書 | 第6号様式(第2条の2関係) |
| (7) 開発行為変更許可申請書 | 第7号様式(第3条関係) |
| (8) 開発行為変更協議申請書 | 第8号様式(第3条関係) |
| (9) 開発行為変更届出書 | 第9号様式(第3条の2関係) |
| (10) 都市計画法第34条第13号による届出書 | 第10号様式(第4条関係) |
| (11) 都市計画法第37条第1号の規定による建築又は建設の承認申請書 | 第11号様式(第6条関係) |
| (12) 建築物の建ぺい率等についての特例許可申請書 | 第12号様式(第8条関係) |
| (13) 建築物の新築、改築又は用途変更、工作物の新設許可申請書 | 第13号様式(第9条関係) |
| (14) 建築物の新築、改築又は用途変更、工作物の新設協議申請書 | 第14号様式(第9条関係) |
| (15) 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申請書 | 第15号様式(第10条関係) |
| (16) 都市計画法による開発許可等の標識 | 第16号様式(第10条の2関係) |
| (17) 許可に基づく地位承継届出書 | 第17号様式(第11条関係) |
| (18) 地位承継承認申請書 | 第18号様式(第12条関係) |
| (19) 開発登録簿 | 第19号様式(第13条関係) |
| (20) 開発登録簿写し交付申請書 | 第20号様式(第13条関係) |
| (21) 身分証明書 | 第21号様式(第16条関係) |
| (22) 適合証明書交付申請書 | 第22号様式(第16条の2関係) |

3 その他

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 工事着手届出書 | 参考様式1 |
| (2) 修補改造完了届 | 参考様式2 |
| (3) 公共施設管理者の同意書 | (法第32条第1項の同意) |
| (4) 管理予定者との協議経過書 | (法第32条第2項の協議) |

正 副

申請手数料
岐阜県収入証紙納付書は別途保管

開発行為許可申請書

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。

平成 年 月 日

建築事務所長 様

申請者住所氏名 ,
 (名称及び代表者名) (電話)

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	(仮換地)
	2 開発区域の面積	公簿測量 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	平成 年 月 日
	6 工事完了予定年月日	平成 年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	自己の居住の用、自己の業務の用、その他
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 用途地域等の区分	
	10 その他必要な事項	
市町村受付		建築事務所受付

(注) 裏面の記入方法を参照してください。

連絡先
電話 () -

開発行為許可申請書の記入方法

- 1 欄は、開発場所の地名地番(土地改良区域内・土地区画整理事業区域内であれば旧地番と仮換地番)を記入してください。
- 2 欄は、土地登記簿の地積及び実測面積を記入してください。
- 3 欄は、予定建築物の用途、利用目的等を詳しく記入してください。
- (1) 予定建築物の用途の中に工場(作業場)がある場合は、その業種、床面積及び動力の大きさ等を()内に併記してください。
- (2) 分譲住宅、賃貸住宅、従業員住宅等の場合は、区画数、棟数及び戸数まで併記してください。
- (例) 専用住宅、専用住宅(共同建 1棟10戸)、専用住宅(長屋建 1棟4戸)
専用住宅(分譲住宅 10区画 10棟10戸)
専用住宅(従業員住宅 3区画 3棟3戸)、店舗(飲食店)併用住宅
工場(自動車修理・馬力・m²)、倉庫(建築資材倉庫)等
- 4 欄は、工事を直接行う者を記入し、自分で行うときは「直営」と記入してください。
- 7 欄は、該当事項を で囲んでください。
- (例) 自己の居住の用.....開発行為者が自ら自己の居住のための住宅用地として利用するもの
自己の業務の用.....自己(法人)の工場、自己の店舗、ホテル、旅館等
その他宅地分譲、分譲住宅、従業員住宅(寮)、賃貸住宅、貸店舗、貸事務所、貸倉庫等
- 8 欄の該当号について(市街化調整区域内の場合に記入)
(法第34条)
- 1号.....周辺地域に居住している者の日常生活に必要な物品の販売、加工、修理を行う店舗、事業場等の建築物
- 1号の2...周辺の地域において居住している者の利用に供する公共公益施設
- 2号.....市街化調整区域内に在する鉱物資源、観光資源の有効な利用上必要な建築物
- 3号.....政令が定められていないので本号に該当する取扱いはありません。
- 4号.....農林漁業の用に供する建築物(開発許可を不要とされている建築物を除く)
- 5号.....農林業等活性化基盤施設である建築物
- 6号.....中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物
- 7号.....市街化調整区域内に現存する工場と密接な関連(製品、原料、工程等について)を有する事業の用に供する建築物
- 8号.....危険物の貯蔵処理のための施設
- 9号.....沿道サービス施設等の建築物
- 10号.....地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物
- 13号.....既存権利者の届出に基づき、5年以内に自己の居住又は業務の用に供する建築物
- 14号.....周辺の市街化を促進することなく、かつ、市街化区域に建てるのが困難か不適当な建築物(審査会の審査を要するもの)
- 9 欄は、行為地が都市計画法により現在指定されている用途地域等を記入してください。
- (例) 第1種低層住居専用地域、準住居地域
- 10欄は、開発行為の内容を審査するにあたって参考となる事項等を記入してください。
- (例) 農地法第5条許可申請中、森林法第10条の2許可申請中等

- (注) 1 添付する設計図書には、設計者の記名押印と併せて連絡方法(電話番号等)を併記してください。
- 2 印欄は、記入しないでください。
- 3 この申請書は、正本1部及び副本2部を市町村長を経由して提出してください。

開発行為許可申請書の記入方法

- 1 欄は、開発場所の地名地番（土地改良区域内・土地区画整理事業区域内であれば旧地番と仮換地番）を記入してください。
 - 2 欄は、土地登記簿の地積及び実測面積を記入してください。
 - 3 欄は、予定建築物の用途、利用目的等を詳しく記入してください。
 - (1) 予定建築物の用途の中に工場（作業場）がある場合は、その業種、床面積及び動力の大きさ等を（ ）内に併記してください。
 - (2) 分譲住宅、賃貸住宅、従業員住宅等の場合は、区画数、棟数及び戸数まで併記してください。
(例) 専用住宅、専用住宅（共同建 1棟10戸）、専用住宅（長屋建 1棟4戸）
専用住宅（分譲住宅 10区画 10棟10戸）
専用住宅（従業員住宅 3区画 3棟3戸）、店舗（飲食店）併用住宅
工場（自動車修理・馬力・ m^2 ）、倉庫（建築資材倉庫）等
 - 4 欄は、工事を直接行う者を記入し、自分で行うときは「直営」と記入してください。
 - 7 欄は、該当事項を で囲んでください。
(例) 自己の居住の用.....開発行為者が自ら自己の居住のための住宅用地として利用するもの
自己の業務の用.....自己（法人）の工場、自己の店舗、ホテル、旅館等
その他宅地分譲、分譲住宅、従業員住宅（寮）、賃貸住宅、貸店舗、貸事務所、貸倉庫等
 - 8 欄は、開発行為の内容を審査するにあたって参考となる事項等を記入してください。
(例) 農地法第5条許可申請中、森林法第10条の2許可申請中等
- (注) 1 添付する設計図書には、設計者の記名押印と併せて連絡方法（電話番号等）を併記してください。
- 2 印欄は、記入しないでください。
 - 3 この申請書は、正本1部及び副本2部を市町村長を経由して提出してください。

資 金 計 画 書

1 収支計画

（単位 千円）

科 目		金 額
収		
入		
支		
出		

2 年度別資金計画

(単位 千円)

科 目		年 度	年 度	年 度	年 度	計
支 出						
収 入						
借入金の借入先						

別記様式第四（第二十九条関係）

工 事 完 了 届 出 書

平成 年 月 日

建築事務所長 様

住所
届出者
氏 名

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号平成 年 月 日
付け岐阜県指令 建築第 号の ）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1	工事完了年月日	平成 年 月 日
2	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	
	検査年月日	平成 年 月 日
	検査済証番号	平成 年 月 日 建第 号の
	工事完了公告年月日	平成 年 月 日
市町村受付		建築事務所受付

- (注) 1 印の欄は記入しないでください。
2 この届出書は、2部（建築事務所1，市町村1）を、市町村を経由して提出してください。
なお、届出書には、それぞれに確定測量図（1部）、現場写真（1組）を添付してください。

別記様式第五（第二十九条関係）

公共施設工事完了届出書

平成 年 月 日

建築事務所長 様

住所
届出者
氏名

都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事（許可番号平成 年 月 日
付け岐阜県指令 建築第 号の ）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1 工事完了年月日	平成 年 月 日
2 工事を完了した公共施設 が存する開発区域又は工 区に含まれる地域の名称	
3 工事を完了した公共施設	
検査年月日	平成 年 月 日
検査済証番号	平成 年 月 日 建第 号の
工事完了公告年月日	平成 年 月 日
市町村受付	建築事務所受付

- (注) 1 印の欄は記入しないでください。
2 この届出書は、2部（建築事務所1，市町村1）を、市町村を経由して提出してください。
なお、届出書には、それぞれに確定測量図（1部）、現場写真（1組）を添付してください。

開発行為に関する工事の検査済証

建築第 号の
平成 年 月 日

建築事務所長 ,

下記の開発行為に関する工事は、平成 年 月 日検査の結果、都市計画法
第29条（第1項）
第2項の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

1 開発許可番号 (変更許可番号)	平成 年 月 日付 岐阜県指令 建築第 号の (平成 年 月 日付 岐阜県指令 建築第 号の)
2 開発区域又は工 区に含まれる地 域の名称	
3 許可を受けた者 の住所及び氏名	
4 予定建築物等の 用途	

(教示) 建築物を建築する場合には、建築基準法第6条の規定による建築確認を受けてください。

別記様式第七（第三十条関係）

公共施設に関する工事の検査済証

平成 年 月 日
建築第 号の

建築事務所長 ,

下記の公共施設に関する工事は、平成 年 月 日検査の結果、都市計画法
第29条（第1項）
第2項の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

1 開発許可番号 (変更許可番号)	平成 年 月 日付 岐阜県指令 建築第 号の (平成 年 月 日付 岐阜県指令 建築第 号の)
2 工事を完了した 公共施設が存す る開発区域又は 工区に含まれる 地域の名称	
3 工事を完了した 公共施設	
4 許可を受けた者 の住所及び氏名	

(教示) 建築物を建築する場合には、建築基準法第6条の規定による建築確認を受けてください。

別記様式第八（第三十二条関係）

開発行為に関する工事の廃止の届出書

平成 年 月 日

建築事務所長 様

住所
届出者
氏名

都市計画法第38条の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 平成 年 月 日付け
岐阜県指令 建築第 号の ）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1	開発行為に関する工事を 廃止した年月日	平成 年 月 日
2	開発行為に関する工事の 廃止に係る地域の名称	
3	開発行為に関する工事の 廃止に係る地域の面積	
市 町 村 受 付		建 築 事 務 所 受 付

- (注) 1 印の欄は記入しないでください。
2 この届出書は、2部（建築事務所1，市町村1）を、市町村を経由して提出してください。
なお、届出書には、現場写真（1組）を添付してください。

申請手数料
岐阜県収入証紙納付書は別途保管

<p>建築物等の（新築・新設・改築）用途の変更 許可申請書</p> <p>都市計画法第43条第1項の規定により、（建築物）の（新築・改築・用途の変更・新設）の許可を申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>建築事務所長 様</p> <p>申請者住所氏名 （名称及び代表者名）</p> <p style="text-align: right;">（電話 ）」</p>			
<p>1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積</p>	<p style="text-align: center;">（仮換地 ）」</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>地目 地積 m²</p>		
<p>2 建築しようとする建築物、用途変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途</p>			
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途</p>			
<p>4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号口からホのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由</p>			
<p>5 その他必要な事項</p>			
市町村受付		建築事務所受付	

（注）裏面の記入方法を参照してください。

連絡先

電話（ ） -

建築物等〔新築・新設・改築〕用途の変更 〕 許可申請書の記入方法

1 欄について

- (1) 地番については、建築場所の地名地番（土地改良区域内であれば旧地番と仮換地番）を記入してください。
- (2) 地積については、実測面積と土地登記簿の地積が相違する場合は、実測による面積を記入してください。

2 欄について

- (1) 予定建築物の用途の中に工場（作業場）がある場合は、その業種、床面積及び動力の大きさ等を（ ）内に併記してください。
- (2) 分譲住宅、賃貸住宅、従業員住宅等の場合は、区画数、棟数及び戸数まで併記してください。
（例）専用住宅、専用住宅（共同建 1 棟10戸）、長屋住宅（1 棟4 戸）、店舗（飲食店）、併用住宅、工場（自動車修理・馬力・ m²）、倉庫（建築資材倉庫）等

3 欄について

改築であれば改築前の用途を、用途変更であれば変更前の用途を記入してください。

4 欄について

（法第34条）

- 1号.....周辺地域に居住している者の日常生活に必要な物品の販売、加工、修理を行う店舗、事業場等の建築物
- 1号の2...周辺の地域において居住している者の利用に供する公共公益施設
- 2号.....市街化調整区域内に在する鉱物資源、観光資源の有効な利用上必要な建築物
- 3号.....政令が定められていないので本号に該当する取扱いはありません。
- 4号.....農林漁業の用に供する建物（開発許可を不要とされている建築物を除く）
- 5号.....農林業等活性化基盤施設である建築物
- 6号.....中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物
- 7号.....市街化調整区域内に現存する工場と密接な関連（製品、原料、工程等について）を有する事業の用に供する建築物
- 8号.....危険物の貯蔵処理のための施設
- 9号.....沿道サービス施設等の建築物
- 10号.....地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物
- 11号.....条例で指定する区域内において、条例で定める内容に適合する建築物
- 12号.....条例で定められた区域、内容に適合する建築物

（令第36条第1項第3号）

- ロ.....条例で指定する区域内において、条例で定める内容に適合する建築物
- ハ.....条例で定められた区域、内容に適合する建築物
- ニ.....既存権利者の届出に基づき、5年以内に自己の居住又は業務の用に供する建築物
- ホ.....周辺の市街化を促進することなく、かつ、市街化区域に建てるのが困難か不適当な建築物（審査会の審査を要するもの）

5 欄について

都市計画法により現在指定されている用途地域があれば記入してください。
許可申請の内容を審査するにあたって参考となる事項等を記入してください。

（注）1 添付する設計図書には、設計者の記名押印と併せて連絡方法（電話番号等）を併記してください。

2 印欄は、記入しないでください。

3 この申請書は、正本1部及び副本2部を市町村長を経由して提出してください。

第1号様式(第2条関係)

申請者の資力及び信用に関する申告書						
建築事務所長 様						
都市計画法第33条第1項第12号に規定する申請者の資力及び信用について、次のとおり申告します。						
平成 年 月 日						
申請者住所氏名 (名称及び代表者名)						
(電話)						
法令による登録					設立年月日	
資	資本金				払い込資本金	
	主たる取引銀行					
産	前年度	法人税又は所得税	事業税	固定資産税		
	納税額					
主役員 たる 経歴	職名	氏名	年齢	在社年数	資格・免許その他公職等	
従業員数		事務職 人	技術職 人	計 人		
宅の 地事 造業 成歴 等	工事の名称	工事施行者	工事場所	面積	施工年度	
その他	この事業に対する保証人など資力及び信用に関する特記事項					

(注) 法人の場合は、その法人の登記事項証明書を添附すること。

第2号様式（第2条関係）

<p>工事施行者の能力に関する申告書</p>									
<p>建築事務所長 様</p>									
<p>都市計画法第33条第1項第13号に規定する工事施行者の工事施行能力について、次のとおり調査書を提出します。</p>									
<p>平成 年 月 日</p>									
<p>申請者住所氏名 (名称及び代表者名) ,</p>									
<p>(電話)</p>									
<p>法登 令に よる 録</p>					設 立 年 月 日				
					資 本 金				
					主たる取引銀行				
建設業法第26条による			住所						
主任技術者			氏名 (電話)						
<p>従業 員数</p>	<p>事 務</p>	<p>技 術</p>	<p>労 務</p>	前年度	法人税又は所得税	事業税	固定資産税		
				納税額					
<p>申係 請す る業 者に の直 職接 歴関</p>	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格・免許学歴その他				
<p>宅の 地事 造業 成歴 等</p>	工事の名称	工事施行者	工 事 場 所		面 積	施工年度			
<p>上記のとおり相違ありません。</p>									
<p>平成 年 月 日</p>									
<p>工事施工者住所氏名 (名称及び代表者名) ,</p>									

(注) 法人の場合は、その法人の登記事項証明書を添附すること。

設 計 説 明 書

工 事 名		施行地面積						m ²	
設 計 の 方 針	1 事業の目的								
	2 土質の状況とその整理の方針								
	3 設計上特に留意した事項								
土 地 の 現 況	区 分	宅 地	農 地	山 林	そ の 他	小 計	公共用地	計	
	面 積							m ²	
	割 合						%		
土 利 用 地 計 画 の	区 分	宅 地		公共施設用地		そ の 他 用 地		計	
	面 積							m ²	
	割 合					%			

公 共 施 設 の 整 備 計 画	区 分	幅 員	延 長	面 積	割 合	管 理 者 と な る べ き 者	土 地 の 帰 属	備 考
	道							(新旧対照 図番号)
	路							
	施 設							
	画	区 分	規 模	割 合	管 理 者 と な る べ き 者	土 地 の 帰 属	備 考	
		公園緑地施設	ヶ所 m ²					
給水施設		m ²						
排水施設		m ²						
汚水処理施設		m ²						
その他の施設								

開発行為施行に関する同意状況調査書

建築事務所長 様

年 月 日付で、申請した都市計画法

第29条第 項の許可申請
第34条の2第1項の協議申請

にあ

たり、当該開発区域内の土地について、次のとおりそれぞれ同意を得ております。

年 月 日

申請者住所氏名

(名称及び代表者名)

(電話

)

権利の内容		総 数		同 意 を 得 た 数		同意を得られない数	
		人 員	面 積	人 員	面 積	人 員	面 積
土 地	所 有 権						
	永 小 作 権						
	地 上 権						
	賃 借 権						
	質 権						
	抵 当 権						
	先 取 特 権						
	そ の 他 ()						
小 計							
工 作 物	所 有 権						
	賃 借 権						
	質 権						
	抵 当 権						
	先 取 特 権						
	そ の 他 ()						

この調査書には、当該土地の全部について記入のこと。同意を得た者については、契約書又は同意書の写しを添附すること。また、公共用地の予定地については、特に公共用地として使用に同意する旨を明らかにすること。

第5号様式(第2条関係)

工事設計者の資格に関する調査書

建築事務所長 様

都市計画法第31条に規定する設計者の資格について、次のとおり都市計画法施行規則第19条第 号 に該当する有資格者であります。

年 月 日

申請者住所氏名
(名称及び代表者名)

(電話)

ふりがな氏名					
	年 月 日生				
現住所					
最終学歴	大学 科 卒業 年 月 学校				
資格免許					
実務経歴	勤務先の名称	職務の内容		期間	年数
設計経歴	事業名	工事施工者名	場所	面積	期間
				m ²	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 設計者 住所 氏名					

開 発 行 為 協 議 申 請 書

建築事務所長 様

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為の協議を申請します。

年 月 日

申請者住所氏名
(名称及び代表者名)

(電話)

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称	(仮換地)
	2 開発区域の面積	公簿 実測 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するも の、自己の業務の用に供す るもの、その他のものの別	自己の居住の用、自己の業務の用、その他
	8 法第34条の該当号及び 該当する理由	
	9 用途地域等の区分	
	10 その他必要な事項	
受 付	市 町 村	県

連絡先
(電話)

開発行為変更許可申請書

建築事務所長 様

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。

年 月 日

申請者住所氏名

（名称及び代表者名）

（電話 ）」

開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称	前 <small>（仮換地）</small>				
		後 <small>（仮換地）</small>				
	2 開発区域の面積	前	公簿	平方メートル	実測	平方メートル
		後	公簿	平方メートル	実測	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	前				
		後				
	4 工事施行者住所氏名	前	<small>（電話 ）」</small>			
	後	<small>（電話 ）」</small>				
5 法第34条の該当号及び 該当する理由	前					
	後					
6 その他必要な事項						
開発許可番号及び 許可年月日 （変更）	年 月 日 岐阜県指令 第 号 （ ）」					
変 更 の 理 由						
受 付	市 町 村	県				

連絡先
（電話 ）」

開発行為変更許可申請書の記入方法

1 欄は、開発場所の地名地番（土地改良区域内・土地区画整理事業区域内であれば旧地番と仮換地番）を記入してください。

2 欄は、土地登記簿の地積及び実測面積を記入してください。

3 欄は、予定建築物の用途、利用目的等を詳しく記入してください。

(1) 予定建築物の用途の中に工場（作業所）がある場合は、その業種、床面積及び動力の大きさを（ ）内に併記してください。

(2) 分譲住宅、賃貸住宅、従業員住宅等の場合は、区画数、棟数及び戸数まで併記してください。

（例）専用住宅、専用住宅（共同建 1 棟10戸）、専用住宅（長屋建 1 棟4戸）

専用住宅（分譲住宅 10区画 10棟10戸）

専用住宅（従業員住宅 3区画 3棟3戸）、店舗（飲食店）併用住宅

工場（自動車修理・馬力・㎡）、倉庫（建築資材倉庫）等

4 欄は、工事を直接行う者を記入し、自分で行うときは「直営」と記入してください。

5 欄の該当号について（市街化調整区域の場合に記入）

（法第34条）

1号.....周辺地域に居住している者の日常生活に必要な物品の販売、加工、修理を行う店舗、事業場等の建築物

1号の2...周辺の地域において居住している者の利用に供する公共公益施設

2号.....市街化調整区域内に在する鉱物資源、観光資源の有効な利用上必要な建築物

3号.....政令が定められていないので本号に該当する取扱いはありません。

4号.....農林漁業の用に供する建築物（開発許可を不要とされている建築物を除く）

5号.....農林業等活性化基盤施設である建築物

6号.....中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物

7号.....市街化調整区域内に現存する工場と密接な関連（製品、原料、工程等について）を有する事業の用に供する建築物

8号.....危険物の貯蔵処理のための施設

9号.....沿道サービス施設等の建築物

10号.....地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物

13号.....既存権利者の届出に基づき、5年以内に自己の居住又は業務の用に供する建築物

14号.....周辺の市街化を促進することなく、かつ、市街化区域に建てるのが困難か不適当な建築物（審査会の審査を要するもの）

6 欄は、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記入してください。

「開発許可の年月日及び許可番号」の欄は、変更許可がある場合は、変更許可の年月日及び変更許可番号も記入してください。

「変更の理由」の欄は、変更の必要に至った具体的な理由を記入してください。（別紙可）

（注）1 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く。）は、変更前の欄は全部記入し、変更後の欄は変更のある部分のみ記入してください。

2 添付する設計図書には、設計者の記名押印と併せて連絡方法（電話番号等）を併記してください。

3 印欄は、記入しないでください。

4 この申請者は、正本1部及び副本2部を市町村長を経由して提出してください。

<h2 style="margin: 0;">開発行為変更協議申請書</h2> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">建築事務所長 様</p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定により、開発行為の変更の協議を申請します。</p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">申請者住所氏名 (名称及び代表者名) (電話)</p>		
開発行為の変更の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	前 (仮換地) ----- 後 (仮換地)
	2 開発区域の面積	前 公簿 平方メートル 実測 平方メートル ----- 後 公簿 平方メートル 実測 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	前 ----- 後
	4 工事施行者住所氏名	前 (電話) ----- 後 (電話)
	5 法第34条の該当号及び該当する理由	前 ----- 後
	6 その他必要な事項	
開発協議成立の年月日及び番号 (変更協議)	年 月 日 岐阜県指令 建築第 号の ()	
変更の理由		
受付	市 町 村	県

連絡先 (電話)

開発行為変更届出書

建築事務所長 様

都市計画法第35条の2第3項の規定に基づき、開発行為の変更について、次のとおり届け
出ます。

年 月 日

届出者住所氏名
(名称及び代表者名)

(電話)

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	<small>(仮換地)</small>
	2 開発区域の面積	公簿 実測 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 その他必要な事項	
変更に係る事項		
変更の理由		
開発許可の 年月日及び番号 (変更)		年 月 日 岐阜県指令 第 号の ()
受 付	市 町 村	県

連絡先 (電話)

開発行為変更届出書の記入方法

- 1 開発行為の概要の欄のうち、1欄から3欄は、許可書に基づき記入してください。4欄は、参考となる事項（他の法令による届出等を要する場合には、その手続きの状況等）を記入してください。
- 2 「変更に係る事項」の欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。
- 3 「変更の理由」の欄は、変更の必要に至った具体的な理由を記入してください。
- 4 「開発許可の年月日及び許可番号」の欄は、変更許可がある場合は、変更許可の年月日及び変更許可番号も記入してください。

- (注) 1 土地利用計画に変更がある場合は、土地利用計画平面図を添付してください。添付する設計図書には、設計者の記名押印と併せて連絡方法（電話番号等）を併記してください。
- 2 開発許可書の写しを添付してください。
 - 3 印欄は記入しないでください。
 - 4 この届出書は、正本1部と副本2部を市町村を経由して提出してください。

<p>都市計画法第34条第13号による届出書</p> <p>建築事務所長 様</p> <p>都市計画法第34条第13号の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">届出者住所氏名 (名称及び代表者名)</p> <p style="text-align: center;">(電話)</p>		
届出者の職業 (業務内容)		
届出をする土地	所在地(地番)	
	地目等	地目 面積 m ² 農地転用許可年月日番号
権利を有していた目的		
権利の種類内容		1 所有権 2 所有権以外の権利()
権利の取得年月日		年 月 日
工事着手予定年月日		年 月 日
備 考		
— 受 付	市 町 村	県

注 印欄は記入しないでください。

連絡先
電 話 ()

附近見取図

都市計画法第37条第1号の規定による
建築又は建設の承認申請書

建築事務所長 様

都市計画法 } } 第29条第 項の規定による許可を受けて
第34条の2第1項の規定による協議成立により 工事中の次の土地において、
建築物を建築又は工作物を建設したいので都市計画法第37条第1号の承認申請をします。

年 月 日

申請者住所氏名
(名称及び代表者名)

(電話)

開発許可番号及び 許可年月日	岐阜県指令 第 号 年 月 日
被開発許可(協議)者	住所 氏名
建築物又は工作物を開発 工事中に建築又は建設し なければならない理由	
建築物又は工作物の内容	
建築又は工作物の施行者	住所 氏名 (名称及び代表者名)
建築又は工作物の施工期間	承認の日から 年 月 日まで
その他参考事項	
<p>上記建築物又は工作物は、開発工事施行上支障ありません。</p> <p>年 月 日</p> <p>被開発許可(協議)者住所氏名 (名称及び代表者名)</p>	

建築物の建ぺい率等についての特例許可申請書

建築事務所長 様

都市計画法第41条第1項の規定により、建築物の建ぺい率等について制限が定められている次の土地について、次の建築物を建築したいので同条第2項ただし書の規定による許可を申請します。

年 月 日

申請者住所氏名
(名称及び代表者名)

(電話)

申請地 ()	所在地 地番 地目 面積 m²	
建築物の規模、用途、 構造		
許可を受けようとする 事項		
制限解除を必要とする 理由		
開発許可番号年月日	岐阜県指令 第 号 年 月 日	
— 受 付	市 町 村	県

注 印欄は記入しないでください。

連絡先
電 話 ()

建築物の新築、改築又は用途変更、
工作物の新設許可申請書

建築事務所長 様

都市計画法第42条第1項ただし書の規定により建築物の新築（改築・用途の変更）、工作物の新設の許可を申請します。

年 月 日

申請者住所氏名
（名称及び代表者名）

（電話 ）

1	建築物を建築し、若しくは工作物を建設しようとする土地又は用途変更しようとする建築物の存する土地の所在地番、地目及び面積	
2	建築しようとする建築物若しくは建設しようとする工作物の用途又は用途変更後の建築物の用途	
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4	建築若しくは建設しようとする土地又は用途の変更後の建築物が都市計画法第34条第1号から第10号までのいずれに該当するか、又は同法施行令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物又は工作物に該当するかの記事及びその理由	
5	開発許可の年月日及び許可番号 （変更）	年 月 日 岐阜県指令 第 号 （ ）
6	他の法令の許認可その他必要な事項	
受 付	市 町 村	県

注 印欄は記入しないでください。

連絡先
電 話（ ）

**建築物の新築、改築又は用途変更、
工作物の新設協議申請書**

建築事務所長 様

都市計画法第42条第2項の規定により、建築物の新築（改築・用途の変更）、工作物の新設の協議を申請します。

年 月 日

申請者住所氏名
（名称及び代表者名）

（電話 　　　　　　　　　）

1 建築物を建築し、若しくは工作物を建設しようとする土地又は用途変更をしようとする建築物の存する土地の所在地番、地目及び面積			
2 建築しようとする建築物若しくは建設しようとする工作物の用途又は用途変更後の建築物の用途			
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途			
4 建築若しくは建設しようとする土地又は用途の変更後の建築物が都市計画法第34条第1号から第10号まで又は同法施行令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物又は工作物に該当するかの記載及びその理由			
5 開発協議の年月日及び許可番号 （変 更）	年 月 日 岐阜県指令 第 号 （ 　　　　　　　　　 ）		
6 他の法令の許認可その他必要な事項			
受 付	市 町 村	県	許可番号・年月日

第16号様式（第10条の2関係）

上 以 ル ト ー メ チ ン セ ン チ メ ー ト ル 以 上	都市計画法による開発許可等の標識	
	許 可 番 号	岐阜県指令 第 号
	許 可 年 月 日	年 月 日
	被許可者住所氏名 (名称、代表者名)	電話
	工事設計者住所氏名 (名称、代表者名)	電話
	工事施行者住所氏名 (名称、代表者名)	電話
	現場責任者住所氏名	
	工 事 の 概 要	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで	
100センチメートル以上		

備考 1,000平方メートル未満の土地の開発については、寸法は縦25センチメートル、横35センチメートルとすることができる。

<h2 style="margin: 0;">許可に基づく地位承継届出書</h2> <p style="margin: 5px 0 10px 0;">建築事務所長 様</p> <p style="margin: 5px 0 10px 0;">岐阜県都市計画法施行条例第3条の規定により、次のとおり承継しましたから届け出ます。</p> <p style="margin: 5px 0 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0 10px 0;">届出者住所氏名 (名称及び代表者名)</p> <p style="margin: 5px 0 10px 0;">(電話)</p>			
許可番号年月日	岐阜県指令 第 号 年 月 日		
被開発許可者の住所氏名 (名称及び代表者名)			
承継した日	年 月 日		
承継の理由			
— 受 付	市 町 村	県	開発登録簿登載
			年 月 日 登 載

注 印欄は記入しないでください。

連絡先
電 話 ()

地 位 承 継 承 認 申 請 書

建築事務所長 様

開発行為に関する工事の施行に関する権原を取得しましたので、都市計画法第45条の規定により地位承継承認申請をします。

年 月 日

申請者住所氏名
(名称及び代表者名)

(電話)

許可番号及び年月日	岐阜県指令 第 号 年 月 日		
被開発許可者の住所氏名 (名称及び代表者名)			
承継する権原の内容			
承 継 年 月 日	年 月 日		
そ の 他 参 考 事 項			
受 付	市 町 村	県	開発登録簿登載
			年 月 日 登 載

注 印欄は記入しないでください。

連絡先
電 話 ()

第19号様式（第13条関係）

開発許可番号 及び年月日	岐阜県指令 第 号の 年 月 日		許可に	承 継 年 月 日	年 月 日 岐阜県指令 第 号の
開発許可を 受けた者の 住所氏名 (名称及び 代表者名)	(電話)		基づく 地位の 承 継	承継人の 住所氏名 (名称及び 代表者名)	
工事施行者の住所氏名 (名称及び代表者名)	(電話)				
予定建築物等の用途					
予定公共施設の種別	道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、水路、消防の用に供する 貯水施設、その他 (該当するものを で囲む。)				
開発区域に含まれる 地域の名称及び面積	_____ m ²				
開 発 区 域 の 区 域 、 区 分 等	都市計画区 域等の区分	市街化区域 市街化調整区域 区域区分の定めのない 都市計画区域 都市計画区域及び準 都市計画区域外	用途地域等 の 区 分		
都市計画法第41条第1項の 建築制限の内容 (都市計画法第79条 の許可等の条件)					
都市計画法第41条第2項 許可年月日及び番号	年 月 日 岐阜県指令 第 号	内容			
都市計画法第42条第1項 許可年月日及び番号	年 月 日 岐阜県指令 第 号	内容			
工事完了 検 査	工事完了年月日	年 月 日	工事完了 検査年月日	年 月 日	
	検査済証交付 年月日及び番号	年 月 日 第 号	公告年月日 及び番号	年 月 日 (岐阜県公報第 号)	
そ の 他					
変 更					

注 印欄は記入しないでください。

連絡先
電 話 ()

土地利用計画図

(開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物の敷地の形状)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">開発登録簿写し交付申請書</p>					
<p>建築事務所長 様</p> <p>開発登録簿の写しの交付を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者住所氏名 (名称及び代表者名)</p> <p style="text-align: right;">(電話)</p>					
開発区域の所在地					
写しを必要とする理由					
その他参考事項					
被開発許可者住所氏名 (名称及び代表者名)					
許 可 番 号 許 可 年 月 日	岐阜県指令 第 号 年 月 日				
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日				
年 月 日	決 裁 欄				
開発登録簿の写しを交付してよろしいか。				受 付	

第21号様式（第16条関係）

E C O ・ G	8 . 6 c m	
	（表 面）	
	身 分 証 明 書	
	第 号	所 属 職 名 氏 名
		年 月 日生
	都市計画法第82条第1項の規定による立入検査を行なう権限を有するものであることを証明する。	
	年 月 日	
	岐阜県知事 印	
	有効期限（ 年 月 日限）	

（裏 面）	
都市計画法抜すい （立入検査）	
第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行なうため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行なわれている工事の状況を検査することができる。	
2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。	
3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	

適合証明書交付申請書				
建築事務所長 様 確認済証の交付を受けたいので、都市計画法施行規則第60条の規定により下記の計画が都市計画法第 条第 項第 号の規定に適合していることの証明書 (通) を交付願います。 年 月 日 申請者住所氏名 (法人にあつてはその 名称及び代表者名) (電話)				
土地の所在、地番等	所在、地番			
	地 目		面 積	(公簿) m ² (実測) m ²
区 域、 区 分 等	都市計画区域 等の区分	市街化区域 市街化調整区域 区域区分の定めのない都市計画区域 都市計画区域及び準都市計画区域外	用途地域等 の区分	
予定建築物又は特定 工作物の概要	用 途			
	建 築 面 積	(計画) m ² (既設) m ²	延 べ 面 積	(計画) m ² (既設) m ²
	工 事 種 別	新築 (新設) 移転	増築 (増設) 用途の変更	改築 仮設
	構造・階数・棟数	(計画)	(既設)	
工 事 予 定 期 間	年 月 日から		年 月 日まで	
当 該 許 可 等 の 番 号 及 び 年 月 日	第 号		年 月 日	
そ の 他 参 考 事 項				
受 付 印	備 考			

注 印欄は記入しないでください。

連絡先
電 話 ()

工 事 着 手 届 出 書

平成 年 月 日

建築事務所長 様

届出者住所氏名
(名称及び代表者名)

都市計画法第29条〔第1項
第2項〕に基づく開発行為について、下記のとおり着手しましたので届け出ます。

記

許 可 番 号 年 月 日	岐阜県指令	建築第	号の 平成 年 月 日
開 発 区 域 の 所 在 地			
工 事 着 手 年 月 日	平成 年 月 日		
工 事 完 了 予 定 年 月 日	平成 年 月 日		
工 事 施 行 者 住 所 氏 名 (名称及び代表者名)	電話		
現 場 管 理 者 住 所 氏 名	電話		
備 考			
市 町 村 受 付		建 築 事 務 所 受 付	

(備考) 1ヘクタール以上の開発行為については、実施工程表を添付してください。

(注) 印の欄は記入しないでください。

修 補 改 造 完 了 届

平成 年 月 日

建築事務所長 様

住 所
届出者
氏 名

都市計画法第29条 第1項
第2項 に基づく開発行為について、下記のとおり修補改造を完了しました
ので届け出ます。

記

許 可 番 号 岐阜県指令 建築第 号の

許 可 年 月 日 平成 年 月 日

開 発 区 域 の 所 在 地

工 事 着 手 年 月 日 平成 年 月 日

修 補 改 造 完 了 年 月 日 平成 年 月 日

修 補 改 造 の 内 容

- (備考) 1 修補改造の前後の写真(修補改造の内容のわかるもの)を添付してください。
2 その他完了検査において指示された図書を添付してください。

第 年 月 日
平成

様

管理者
職名
氏名

印

公共施設管理者の同意書(法第32条第1項の同意)

あなたが 地内で都市計画法に基づく開発行為を行なうについて、
同所に所在する下記公共施設については当該開発行為の設計に従い措置されることに同意します。

記

公共施設の名称	位 置	延 長 メートル	面 積 平方メートル	摘 要

- (注) 1. 摘要欄には、同意の内容、条件等を詳細に記入すること。
2. 実測にもとづく公共施設の新旧対照図を添付すること。

記入上の注意

当該公共施設の管理を担当する部課と開発担当部課との間で十分調整を図り、当該同意の対象となる公共施設の名称、範囲(区間及び面積)及び同意の内容等が適切に表示されていること。

管理予定者との協議経過書(法第32条第2項の協議)

平成 年 月 日

岐阜県知事様

申請者
住所
氏名 印

管理予定者(協議者)
職名
氏名 印

地内で行なう都市計画法に基づく開発行為に関する工事により設置される公共施設等について、当該公共施設等を管理することとなる者と下記のとおり協議しました。

協議した公共 施設の名称	管理者となる者	概 要		費用の負担 千円	帰 属	摘 要
		延長 <small>メートル</small>	面積 <small>平方メートル</small>			

(注) 1 . 摘要欄には公共施設の管理方法について記入すること。

記入上の注意

例外的に開発者が公共施設を管理することとなる場合であっても管理者となるべき市町村との協議を必要とすること。

法第 3 4 条各号に関する申請に必要な図書

各号	内容	必要な事項	説明
第 1 号	日用品店舗等	<p>ア 当該開発区域の周辺に居住しているものが日常生活に必要なとしている業務内容</p> <p>イ 周辺建物の用途別現況図 (集落連たん状況図 縮尺 1 / 2,500以上)</p> <p>ウ 配置図 (縮尺 1 / 300以上)</p> <p>エ 建築物平面図 (縮尺 1 / 200以上)</p> <p>オ 建築物立面図 (縮尺 1 / 200以上)</p> <p>カ 販売、加工、修理等の実務の内容を示す書類</p> <p>キ 建築の完了後速やかに開業し、かつ、継続的に営業できるものであることを証する書類</p> <p>ク その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・例示 当該開発区域の周辺300メートル以内に存する広報会の本開発行為に対する同意書。 ・当該開発区域の周辺道程500メートル(半径300メートル)以内に存在する建築物の用途を明確にする。 ・当該開発区域の半径300メートル以内に概ね50戸以上(市街化調整区域内の戸数)の建築物が連たんしていることを明記する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・店舗のケース等の配列、出入口及び各部分の用途を明記する。 ・併用住宅にあっては、店舗等との関連を詳細に記載し、面積表を記載する。 ・広告塔、広告板又は意匠等で日常生活に必要な店舗等であることが表現されていること。 ・商品名、作業内容、規模及び数量等を具体的に記載する。 ・営業に必要な免許証の写し、取引先との納入(品名と数量)契約書等を添付する。 ・開発区域図には、広報会等の活動範囲を明記する。 ・知事が必要と認める図書。
第 2 号	資源の活用	<p>ア 資源の埋蔵、分布等の状況を示す図面</p> <p>イ 利用目的、利用方法、利用対象規模等が適正である旨の説明書</p> <p>ウ 施設の配置図</p> <p>エ 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上)</p> <p>オ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ図面及び説明内容が適正であることを証する書類を添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・知事が必要と認める図書。
第 4 号	農林漁業用施設	<p>ア 利用目的、利用方法、利用対象規模等が適正である旨の説明書</p> <p>イ 生産地との関係、取扱量を示す書類</p> <p>ウ 施設の配置図</p> <p>エ 農産物等の集出荷及び貯蔵のため継続的に使用される旨の証明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ図面及び説明内容が適正であることを証する書類を添付する。 ・生産地の分布図、取扱品名及び数量等を具体的に記載する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・農業協同組合等の証明。

各号	内容	必要な事項	説明
		オ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) カ その他	・各部分の用途及び機械設置等のレイアウト等を具体的に明記する。 ・知事が必要と認める図書。
第5号	農林業等活性化基盤施設	ア 知事の承認書及び公告された旨を証する書面の写 イ 全体の計画図 ウ 事業計画の説明書 エ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) オ その他	・知事が必要と認める図書。
第6号	中小企業団地	ア 都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となって助成する事業であることを証する書面 イ 全体計画図 ウ 事業の概要を説明する書類 エ その他	・知事が必要と認める図書。
第7号	関連工場	ア 既存工場に関する調書 イ 申請工場に関する調書 ウ 両工場の作業工程における関連に関する説明書 エ 両工場間の取引高及び全体との比較に関する説明書 オ 原材料製品等に関する輸送説明書 カ 地場産業については、周辺同種工場の分布の状況図 キ 配置図 (縮尺1/300以上) ク 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) ケ その他	・業種、業態、工程、原料、製品名を記載する。現在及び改善後の取扱い数量等を記載する。 ・業種、業態、工程、原料、製品名を記載する。 ・両工業の作業工程での関連性について、フローチャート等により具体的に記載する。 ・表にて説明することが望ましい。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途及び機械設備等のレイアウトを明記する。 ・土地利用計画図に両工場の間関係を明記する。 ・知事が必要と認める図書。
第8号	火薬庫	ア 周辺建物の現況図 イ 火薬庫の貯蔵に関する概要書等 ウ 配置図(縮尺1/300以上) エ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) オ その他	・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・知事が必要と認める図書。
第9号	休憩所	ア 営業品目一覧表 イ 配置図 (縮尺1/300以上)	・土地利用計画図と兼ねることができる。

各号	内容	必要な事項	説明
		ウ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) エ 建築の完了後速やかに開業し、かつ、継続的に営業できるものであることを証する書面 オ 建築物の立面図 (縮尺1/200以上) カ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確約書、営業に必要な免許証の写し ・ 広告塔、広告板又は意匠等で休憩所であることが表現されていること。 ・ 車いす使用者用便所の位置を明示すること ・ 開発区域位置図、開発区域図及び土地利用計画図に道路名称、道路巾員及び市街化区域までの距離を明記する。 ・ 通過交通に与える支障、駐車場の確保を考慮して設計し土地利用計画図に明記する。 ・ 知事が必要と認める図書。
	給油所	ア 油水分離槽又は有害物質等が排出されない構造の排水施設図 イ 経済産業省が確認したことを証する書類 ウ 配置図 (縮尺1/300以上) エ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) オ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水施設計画平面図に明記のうえ構造図を添付する。 ・ 該当しない場合は、その旨を説明する。 ・ 土地利用計画図と兼ねることができる。 ・ 開発区域位置図、開発区域図及び土地利用計画図に道路名称、道路巾員を明記する。 ・ 通過交通に与える支障、駐車場の確保を考慮して設計し土地利用計画図に明記する。 ・ 知事が必要と認める図書。
	火薬類製造所	ア 附近の状況を示した図面 イ 火薬類製造等に関する概要書等 ウ 配置図 (縮尺1/300以上) エ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) オ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用計画図と兼ねることができる。 ・ 知事が必要と認める図書。
第10号	集落地区計画	ア 集落地区整備計画に定められた内容に適合する旨を証する書類 イ 集落地区整備計画の全体計画図 ウ 事業概要を説明する書類 エ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) オ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事が必要と認める図書。
第13号	既存権利	ア 既得権を有していたことを証する書類(区域決定前に)	

各号	内容	必要な事項	説明
		<p>〔登記簿謄本、所有権以外の権利を有していたことを証する書類、農地転用許可書等〕</p> <p>イ 申請者の職業（法人にあっては業務の内容）に関する書類、自己の居住用の場合は除く。</p> <p>ウ 建築物の平面図（縮尺1/200以上）</p> <p>エ その他</p>	<p>・知事が必要と認める図書。</p>
第14号	【提案基準第2号】 農家世帯の分家に伴う住宅等	<p>ア 理由書</p> <p>イ 申立書</p> <p>ウ 戸籍謄本（原本）</p> <p>エ 住民票（原本）</p> <p>オ 家賃領収書又は家屋賃貸契約書</p> <p>カ 配置図（縮尺1/300以上）</p> <p>キ 建築物の平面図（縮尺1/200以上）</p> <p>ク 本家の農業従事者証明書（非農家の場合は、本家及び分家者の資産証明書）</p> <p>ケ その他</p>	<p>・開発行為（建築）の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。</p> <p>・分家に該当する理由、分家させる者（以下「本家」という。）と同居していない理由、又Uターンする者にあつては、その合理的事情及び理由を具体的に記載する。ただし、非農家で独身の場合は、前記理由書の他婚約証明書等を添付する。</p> <p>・本家が申請者を分家させる旨を証する内容を記載する。</p> <p>・本家との関係が民法第725条に定める親族の範囲で相続等により申請地の所有権を取得することができるかを判断できるものとする。</p> <p>・本家と同居又は借家等に居住しているかを判断できるものとする。</p> <p>・本家と同居しておらず借家等に居住している場合に添付し、必要に応じて家屋登記簿謄本又は家屋課税台帳の写しを添付する。</p> <p>・土地利用計画図と兼ねることができる。</p> <p>・各部分の用途を明記し、併用住宅にあつては面積表を記載する。</p> <p>・農業委員会で交付されたものとする。</p> <p>・知事が必要と認める図書。</p>
	【提案基準第3号】 収用対象事業に係る代替建築物等	<p>ア 理由書</p> <p>イ 既存建築物配置図（縮尺1/200以上）</p> <p>ウ 既存建築物平面図（縮尺1/200以上）</p> <p>エ 附近住民の属する広報会等の同意書</p> <p>オ 既存建築物等が収用対象事業の対象となる旨の証明書</p>	<p>・開発行為（建築）の必要に現に迫られていることのほか収用対象事業にかかるものである旨等を記載する。</p> <p>・敷地のどの位置に存するか正確に記載し、収用対象事業にかかる部分を明記する。</p> <p>・各部分の用途を明記し、住宅部分、住宅以外の部分の面積を分けて記載する。</p> <p>・環境を阻害する恐れのある建築物等が移転する場合に添付する。</p> <p>・附近住民とは開発区域の外周から100メートルの範囲に居住している住民をいう。</p> <p>・土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に規定する事業による買取りの申出</p>

各号	内容	必要な事項	説明
第14号		カ 申請人以外の者の念書 キ 配置図 (縮尺1/300以上) ク 予定建築物の平面図 (縮尺1/200以上) ケ 新旧対照表 コ その他	証明書又は買取り証明書、不動産譲受けの対価の支払い調書等の写しを添付する。 ・既存建築物等及び当該土地に係る権利者が複数いる場合に申請人以外の者が代替建築物等を建築又は建設しない旨の念書。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・収用対象前の全体、収用対象部分及び申請部分の土地又は建築物等の面積を分けて表にして添付する。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第4号】 社寺仏閣及び納骨堂	ア 理由書 イ 事業計画説明書 ウ 法人の登記簿謄本 エ 配置図 (縮尺1/300以上) オ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) カ 建築物の立面図 (縮尺1/200以上) キ その他	・開発行為(建築)の必要に迫られている内容を具体的に記載する。 ・目的、管理、運営方法を明記する。 ・必要に応じて資金計画書等を添付する。 ・該当する場合に添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途を明記する。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第5号】 事業所の業務従事者の住宅及び寮等	ア 理由書 イ 事業計画説明書 ウ 入居予定者調書 エ 住民票(原本) オ 家賃領収書又は家賃賃貸契約書 カ 転勤命令書 キ 配置図 (縮尺1/300以上) ク 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) ケ 建築物の立面図 (縮尺1/200以上) コ その他	・開発行為(建築)の必要に迫られていることのほか従業員住宅及び寮を当該事業所に近接して建築しなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 ・現従業員数と入居予定者との関係、従業員住宅又は寮の管理・運営方法を明記する。 ・入居予定者名、現住所を一覧表にし、その居住状況(借家、持家の別等)及び通勤所要時間等を記載する。 ・入居予定者のものについて添付する。 ・入居予定者が借家居住の場合に添付する。必要に応じて、家屋登記簿謄本又は家屋課税台帳の写しを添付する。 ・該当する場合に添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途を明記し、面積表を記載する。 ・開発区域位置図及び開発区域区域図に市街化区域を明記する。又土地利用計画図に事業所との関連について記載する。 ・知事が必要と認める図書。

各号	内容	必要な事項	説明
第14号	【提案基準第6号】 既存集落におけるやむを得ない自己用住宅	ア 理由書 イ 上記事情を証する書類 ウ 集落連たん状況図 エ 配置図 （縮尺1 / 300以上） オ 建築物の平面図 （縮尺1 / 200以上） カ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為（建築）の必要に現に迫られている内容のほか、現在居住している住居について、過密、狭小、被災、立退き、借家等の事情で社会通念上やむを得ないと認められる理由を具体的に記載する。 ・必要に応じて、住民票、借家証明、被災証明、立退き証明等を添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途を明記し、併用住宅にあっては面積表を記載する。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第7号】 地区集会場その他法第29条第1項第3号に規定する施設に準ずる施設である建築物	ア 理由書 イ 事業計画説明書 ウ 協議書 エ 配置図 （縮尺1 / 300以上） オ 建築物の平面図 （縮尺1 / 200以上） カ 建築物の立面図 （縮尺1 / 200以上） キ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為（建築）の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・目的、管理、運営方法を明記する。 ・必要に応じ、資金計画書を添付する。 ・当該市町長と協議・調整が図られている旨を証する書面（市町長の助成金等の証明書）を添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途を明記し、面積表を記載する。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第8号】 既存建築物の建替等に係る建築行為	ア 理由書 イ 既存建築物として、線引き以前に建築されたこと又は既存宅地の確認を受けて建築されたことを証する書類 ウ 既存建築物の配置図 （縮尺1 / 300以上） エ 既存建築物の平面図 （縮尺1 / 200以上） オ 予定建築物の配置図 （縮尺1 / 300以上） カ 予定建築物の平面図 （縮尺1 / 200以上） キ 予定建築物の立面図 （縮尺1 / 200以上） ク その他	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為（建築）の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・現在居住している住居の土地、家屋の登記簿謄本又は家屋課税証明を添付する。 ・既存宅地の確認を受けている場合は、既存宅地確認書を添付する。 ・その他線引き以前に建築されていたことを証する書類（提案基準第17号参考） ・既存建築物の配置を正確に記載する。 ・各部分の用途を明記し、面積表を記載する。 ・土地利用計画図を兼ねることができる。 ・各部分の用途を明記し、面積表を記載する。 ・最高の高さを記入する。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第9号】 災害危険区域等に存する建築物の移転に係る代替建築物等	ア 理由書 イ 既存建築物附近見取図 ウ 既存建築物平面図 （縮尺1 / 200以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為（建築）の必要に現に迫られていることのほか法令等に基づく移転である旨を記載する。 ・災害危険区域等の種別、指定年月日、既存建築物が当該区域に存することを記載する。 ・各部分の用途を明記し、住宅部分、住宅以外の部分の面積を分けて記載する。

各号	内容	必要な事項	説明
第14号		エ 附近住民の属する広報会等の同意書 オ 既存建築物が移転事業等の対象となる旨の証明書 カ 申請人以外の者の念書 キ 配置図 (縮尺1/300以上) ク 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) ケ 建築物の立面図 (縮尺1/200以上) コ 新旧対照表 サ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・環境を阻害する恐れのある建築物等が移転する場合に添付する。 ・附近住民とは開発区域の外周から100メートルの範囲に居住している住民をいう。 ・既存建築物等及び当該土地に係る権利者が複数いる場合に申請人以外の者が代替建築物等を建築又は建設しない旨の念書。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・建築物の用途が自己用の専用住宅又は兼用住宅以外の場合に添付する。 ・土地及び建築物等の面積(複数の用途が存する場合は用途毎)について、移転前と申請地を比較して記載する。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第10号】 レクリエーションのための施設を構成する建築物	ア 理由書 イ 配置図 (縮尺1/300以上) ウ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) エ 建築物の立面図 (縮尺1/200以上) オ 現況写真 カ 同意書 キ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域で開発行為をしなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・建物の形態、意匠、色彩等が環境と調和しているか判断できるものとし面積表を添付する。 ・区域及び撮影方向を明記する。 ・開発区域付近の広報会等の同意書を添付する。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第11号】 大規模既存集落内における開発行為等 自己用住宅	ア 理由書 イ 上記事情を証する書類 ウ 住民票(原本) エ 収用対象事業により移転したことを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為(建築)の必要性に現に迫られている内容を具体的に記載する。(現在居住している住宅について、借家、立退き、被災によるほか、過密、狭小等の事情で社会通念上やむを得ないと認められる理由を具体的に記載する。) ・必要に応じて借家証明、被災証明、立退き証明等を添付する。 ・現在居住している住居の土地、家屋の登記簿謄本又は、家屋課税台帳の写しを添付する。 ・申請者が線引き以前から申請地が存する指定既存集落内に生活の本拠を引き続き有していたことが判断できるもの。 ・必要に応じて、戸籍謄本等を添付する。 ・収用対象事業により線引き後に指定既存集落に生活の本拠を有することとなった場合

各号	内容	必要な事項	説明
第14号		オ 配置図 (縮尺1/300以上) カ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) キ その他	に添付する。 ・ 収用証明書、従前の土地・家屋の登記簿謄本、住民票、公図の写し、開発許可書等の写しなど ・ 土地利用計画図と兼ねることができる。 ・ 各部分の用途を明記する。 ・ 知事が必要と認める図書。
	分家住宅	ア 理由書 イ 申立書 ウ 戸籍謄本(原本) エ 本家の住民票(原本) オ 分家者の住民票(原本) カ 家賃領収書又は家屋賃貸契約書 キ 収用対象事業により移転したことを証する書類 ク 配置図 (縮尺1/300以上) ケ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) コ その他	・ 開発行為(建築)の必要性に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・ 分家に該当する理由を具体的に記載する。 ・ 本家(分家させる者)と同居していない理由及びリターンする者にとっては、退職、転勤(永続的なもの)等合理的な事情及び理由を具体的に記載する。 ・ 独身の場合は、婚約証明書等を添付する。 ・ 本家が分家させる旨を証する内容を記載する。 ・ 本家との関係が民法第725条に定める親族の範囲で相続等により、申請地の所有権を取得することができるかを判断できるものとする。 ・ 本家が線引き以前から申請地が存する指定既存集落内に生活の本拠を引き続き有していたことが判断できるもの。 ・ 必要に応じて、戸籍謄本等を添付する。 ・ 本家と同居又は借家等に居住しているかを判断できるものとする。 ・ 本家と同居しておらず借家等に居住している場合に添付し、必要に応じて家屋登記簿謄本又は家屋課税台帳の写しを添付する。 ・ 収用対象事業により線引き後に指定既存集落に生活の本拠を有することとなった場合に添付する。 ・ 収用証明書、従前の土地・家屋の登記簿謄本、住民票、公図の写し、開発許可書等の写しなど ・ 土地利用計画図と兼ねることができる。 ・ 各部分の用途を明記する。 ・ 知事が必要と認める図書。
	小規模の工場等	ア 理由書 イ 事業計画書	・ 開発行為(建築)の必要性に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・ 現在までの生活を維持するための収入の状況及び定年、退職等の後の生活を維持していくための必要性を具体的に記載する。 ・ 定年以外の理由で退職等をする場合は、その理由を具体的に記載する。 ・ 経歴(現在までの職業と、新規に営む業務

各号	内容	必要な事項	説明
第14号		ウ 資格証明書（写し） エ 住民票（原本） オ 収用対象事業により移転したことを証する書面 カ 源泉徴収票（写し） キ 配置図 （縮尺1 / 300以上） ク 建築物の平面図 （縮尺1 / 200以上） ケ 建築物の立面図 （縮尺1 / 200以上） コ その他	との関係を明確にする。） ・新規の業務概要及び収入見込（生計を維持するために必要な額）を具体的に記載する。 ・新規の業務を営む确实性を証する書類（取引先、関連会社等の取引契約書又は保証書等）を添付する。 ・必要に応じて、資格証明書（写し）を添付する。 ・申請者が線引き以前から申請地が存する指定既存集落内に生活の本拠を引き続き有していたことが判断できるもの。 ・必要に応じて、戸籍謄本（附票）等を添付する。 ・世帯全員のもの。 ・収用対象事業により線引き後に指定既存集落に生活の本拠を有することとなった場合に添付する。 ・収用証明書、従前の土地・家屋登記簿謄本、住民票、公図の写し、開発許可書等の写し等。 ・申請時に前年のものを添付する。 ・事業所得者にあつては、所得証明書。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・工場にあつては、原動機の配置、台数、種類、出力等を記載し、騒音、振動等の発生の恐れのある業種については、騒音、振動等を防止する措置を記載する。 ・出入口及び各部の用途及び面積を明記する。 ・店舗等にあつては、ケース等の配列、出入口、各部の用途及び面積を明記する。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第12号】 産業振興を図る必要がある市町における開発行為等	ア 事業計画書 イ 技術先端型業種に該当することを証する書面 ウ 市町長の意見書及び同意書	・事業の内容を具体的に記載する。 ・申請者（会社）の経歴（他に技術先端型業種の工場等を有するなど先端技術型業種のもの）。 ・雇用計画、自然環境等を必要とする立地性、交通の利便性等を明記する。 ・公害等の発生の恐れがある場合は、騒音、振動、排水、粉塵等に対する防止装置を明記する。（必要な場合は平面図等にも記載） ・製品、生産工程、原材料等の説明資料等を添付する。 ・カタログ、写真等により、出来るだけ図解等により説明する。 ・市町長が周辺住民との調整状況及び将来の土地利用計画との整合性等を考慮し、立地についての意見を記載し、かつ、同意をな

各号	内容	必要な事項	説明
第14号		エ 商業登記簿謄本及び定款 オ 配置図 (縮尺1/300以上) カ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) キ 建築物の立面図 (縮尺1/200以上) ク その他	したものの。 ・業務内容に技術先端型業種の業務内容が記載されているもの。 ・個人の場合は、住民票を添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途を明記する。(機械等のレイアウト、動力数等を記入する) ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第13号】 幹線道路の沿道等における大規模な流通業務施設	ア 事業計画書 イ 地方運輸局長の「大規模な流通業務施設」と認められたことを証する書面 ウ 道路管理者及び公安委員会と協議がなされたことを証する書面 エ 市町長の意見書 オ 商業登記簿謄本及び定款 カ 配置図 (縮尺1/300以上) キ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) ク 建築物の立面図 (縮尺1/200以上) ケ その他	・業務の内容を具体的に記載する。 ・申請者(会社)の経歴、事業の業種、営業時間、予定従業員数、予定配車車輛数、予定発着台数、荷扱い量及び施設の概要等を明記する。 ・事前審査を受け、地方運輸局から「大規模な流通業務施設」である旨、回答のあったもの。 ・同意書及び協議結果書又は道路法に基づく承認、許可書等。 ・市町長が現在及び将来の土地利用計画との整合性を考慮し、立地についての意見を記載したもの。 ・倉庫業又は一般貨物自動車運送事業の業務内容が記載されているもの。 ・個人の場合は住民票を添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・申請地の外周の10分の1以上が幹線道路に接していることが明示されているもの。 ・幹線道路からの出入り口及び幹線道路の形状、幅員を明示する。 ・各施設の用途、面積を記載する。(営業事務所、休憩所、車庫、洗車施設、検査施設等) ・開発区域位置図に幹線道路の位置、幅員、路線名等を明示する。インターチェンジの位置、インターチェンジの名称、出入り口の位置と申請地(申請地の主要な出入り口)までの距離(500メートル以内)を明示する。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第14号】 有料老人ホーム	ア 理由書 イ 事業計画説明書	・市街化調整区域に立地させなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 ・医療、介護機能を依存する病院又は特別介護老人ホーム等との関係を記載する。 ・権利関係(利用権方式又は賃貸方式)、管理、運営方法を明記する。

各号	内容	必要な事項	説明
第14号		ウ 県老人福祉担当課と事前協議を了したことを証する書面 エ 配置図 (縮尺1/300以上) オ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) カ 建築物の立面図 (縮尺1/200以上) キ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホームの設置運営指導指針に基づき行われたものであること。 ・老人福祉法第29条に基づく設置届出の受理見込みがあること。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途、面積を記載する。 ・開発区域位置図に医療、介護機能を依存する病院、特別養護老人ホーム等の位置を明記する。 ・日本政策投資銀行等の公的融資を受ける場合は融資証明書を添付する。 ・知事が必要と認める図書
	【提案基準第15号】 旧法第34条第10号口の規定により許可を受けた事業所の従業員住宅等	ア 理由書 イ 事業計画説明書 ウ 入居予定者調書 エ 住民票(原本) オ 家賃領収書又は家賃賃貸契約書 カ 転勤命令書 キ 配置図 (縮尺1/300以上) ク 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) ケ 建築物の立面図 (縮尺1/200以上) コ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の立地と同時に従業員住宅等を立地させなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 ・既に事業所がある場合は、当該事業所の立地と一体的に計画されたものであること及び従業員住宅等を当該事業所に近接して建築しなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 ・現従業員数及び雇用予定者数と入居予定者との関係を記載する。 ・従業員住宅等の管理、運営方法を明記する。 ・事業の操業方式、就業体制、雇用形態等を記載する。 ・入居予定者名、現住所を一覧表にし、その居住状況(借家、持家の別等)及び通勤所要時間等を記載する。 ・入居予定者について添付する。 ・入居予定者が借家居住の場合に添付する。 ・必要に応じて家屋登記簿謄本又は、家屋課税台帳の写しを添付する。 ・該当する場合に添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途、面積を記載する。 ・開発区域位置図に事業所との位置関係(距離、道程)及び市街化区域を明記する。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第16号】 介護老人保健施設	ア 理由書 イ 事業計画説明書	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域に立地させなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 ・申請地周辺の要介護老人数、協力病院との関係及び管理、運営方法等を記載する。

各号	内容	必要な事項	説明
第14号		ウ 県の介護老人保健施設担当課と事前協議を了したことを証する書面 エ 配置図 (縮尺1/300以上) オ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) カ 建築物の立面図 (縮尺1/200以上) キ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・開設が確実に許可される見込みである旨の内容が記載されていること。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途、面積を記載する。 ・開発区域位置図に協力病院の位置を明示する。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第19号】 ゴルフ練習場	ア 理由書 イ 配置図 (縮尺1/300以上) ウ 周辺の現況図 (縮尺1/2500程度) エ 市町長の意見書 オ 広報会等の同意書 カ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) キ 建築物の立面図 (縮尺1/200以上) ク その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域で開発行為をしなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・建築物の位置、駐車場の位置、規模等を記入する。 ・前面道路幅員及び接道長さを記入する。 ・建築物の連たん状況及び建築物の用途を記入する。 ・将来の土地利用計画に市町長が支障ないものである旨が記載されているもの。 ・同意する内容に開発行為の場所、用途及び面積等が記載されているもの。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第20号】 大学等の学生下宿	ア 理由書 イ 配置図 (縮尺1/300以上) ウ 周辺の現況図 (縮尺1/2500程度) エ 大学等との契約書 オ 市町長の意見書 カ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) キ 建築物の立面図 (縮尺1/200以上) ク その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域で開発行為をしなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・建築物の連たん状況及び建築物の用途を記入する。 ・申請地と大学等との位置関係(距離)を記入する。 ・建築物の運営方法等について契約がなされていること。 ・将来の土地利用計画に市町長が支障ないものである旨が記載されているもの。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第21号】 観光資源の有効な利用上必要な建築物	ア 理由書 イ 配置図 (縮尺1/300以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域で開発行為をしなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・建築物の位置、駐車場の位置、規模等を記

各号	内容	必要な事項	説明
第14号		ウ 周辺の現況図 (縮尺1/2500程度) エ 市町長の意見書 オ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) カ 建築物の立面図 (縮尺1/200以上) キ その他	入する。 ・建築物の連たん状況及び建築物の用途を記入する。 ・当該提案基準に基づき市町が策定した要綱の基準を満たしている旨が記載されているもの。 ・建築物の高さ、色彩を記載する。 ・知事が必要と認める図書。」
	【提案基準第22号】 市街化調整区域内にある事業所の建替等に伴う開発行為	ア 既設事業所の内容及び申請部分に関する調書 イ 事業所の効率化に寄与することを証する書面 ウ 市町長の意見書 エ 既存事業所と密接に関係があることを証する調書 オ 広報会等の同意書 カ 基準時の敷地面積を証する調書 キ 公害等の規制基準に適合していることを証する調書 ク 公共公益施設の配置及び整備状況調書 ケ 既設建築物の配置図 (縮尺1/300以上)	・原料、半製品又は製品等について、1ヶ月間の平均取扱い量又は生産量等を種類別に表にする。(現況の量と建替等後の量) ・業種、業態及び工程(動力数又は台数等も記入)等を具体的に記載する。 ・各事業所毎に関連する全事業所について記載する。 ・既設事業所を増設する場合は、フローチャート、数量等を使用し、具体的に効率化に寄与する内容を記載する。 ・関連する事業所の移転の場合は、各事業所間の作業工程の関係を具体的に記載し、効率化に寄与する内容をフローチャート、数量等を使用し、具体的に記載する。 ・将来の土地利用計画に市町長が支障ないものである旨が記載されているもの。 ・既存事業所に自己の生産物の原料、部品又は製品の50パーセント以上依存していることを証する書面(出荷伝票、納入伝票、領収書等の写し)及び種類、数量別に区分し、それを表にしたもの。 ・自己の生産物が原料、部品又は製品として納入している割合が50パーセント以上であることを証する書面(出荷伝票、納入伝票、領収書等の写し)及び種類、数量別に区分し、それを表にしたもの。 ・同意する内容に開発行為の場所、用途及び面積等が記載されているもの。 ・建物の登記簿謄本、土地の登記簿謄本又は納税証明書等。 ・既設事業所等が公害関係の規制対象となる建築物又は施設がある場合に提出する。 ・既設事業所又は建替等後の事業所の双方について提出する。(基準値、現況値及び建替等後の推定値) ・市町長が交付する。 ・公共公益施設について市町と協議、調整が図られており、容量的に十分受け入れる余裕がある内容であること。

各号	内容	必要な事項	説明
第14号		コ 既設建築物の平面図 (縮尺1/200以上) サ 配置図 (縮尺1/300以上) シ 予定建築物の平面図 (縮尺1/200以上) ス 予定建築物の立面図 (縮尺1/200以上) セ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図と兼用することができる。 ・各室の用途を記入する。 ・機械等のレイアウト、動力数等を記入する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各室の用途を記入する。 ・機械等のレイアウト、動力数等を記入。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第23号】 不適格建築物の移転に伴う 開発行為	ア 移転できない理由書 イ 建築基準法第3条第2項に 該当することを証する調書 ウ 広報会等の同意書 エ 公共公益施設の配置及び整備 状況調書 オ 事業所の内容調書 カ 土地利用の構想に適合する ことを証する調書 キ 面積表 ク 既設建築物の配置図 (縮尺1/300以上) ケ 既設建築物の平面図 (縮尺1/200以上) コ 配置図 (縮尺1/300以上) サ 予定建築物の平面図 (縮尺1/200以上) シ 予定建築物の立面図 (縮尺1/200以上) ス その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域内に移転できない理由を具体的に記入する。また、理由を証する書類等を必要とする場合はそれも添付する。 ・土地及び建物の登記簿謄本又は土地及び建物の課税証明書等で既存不適格建築物である旨を証する内容がわかるもの。 ・同意する内容に開発行為の場所、用途及び面積等が記入されているもの。 ・市町長が交付する。 ・公共公益施設について市町と協議、調整が図られており、容量的に十分受け入れる余裕がある内容であること。 ・事業の内容(生産量、種類、機械の台数又は作業内容等)をフローチャート等を使用し具体的に記入する。 ・次のような計画中に具体的に土地利用計画が策定されており、これに適合することを証する内容であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 法律に基づき策定された計画 (2) 知事が策定した計画 (3) 市町が策定した計画で知事の認定、承認を受けたもの (4) 市町議会の議決を経て策定された計画で知事の定める中長期の整備計画等の上位計画と整合がとれているもの。 ・敷地面積、建築面積、床面積、作業所の床面積、動力の数、危険物の数量等について、移転の前後の対比表にすること。 ・配置図と兼用することができる。 ・機械等のレイアウト、動力数等を記入。 ・土地利用計画図と兼用することができる。 ・機械等のレイアウト、動力数等を記入。 ・知事が必要と認める図書。

各号	内容	必要な事項	説明
第14号	【提案基準第24号】 1ヘクタール未満の特定工作物の管理用建築物を建築するための開発行為等	ア 配置図 (縮尺1/300以上) イ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) ウ 建築物の立面図 (縮尺1/200以上) エ 周辺の現況図 (縮尺1/2,500程度) オ 市町長の意見書 カ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・建築物の位置、駐車場の位置、規模等を記入する。 ・建築物の連たん状況及び建築物の用途を記入する。 ・都市計画を策定する上に支障となるかどうかの意見書。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第25号】 市民農園整備促進法による市民農園施設に係る開発行為等	ア 市民農園の開設の認定書の写 イ 全体計画図 ウ 事業計画の説明書 エ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) オ 建築物の立面図 (縮尺1/200以上) カ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第26号】 既存建築物(農家住宅)に係る建築行為等	ア 理由書 イ 農業従事者であったことを証する書面 ウ 配置図 (縮尺1/300以上) エ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) オ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為(建築)の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・既存建築物の建築の経緯について、手続き等の内容を具体的に記載する。 ・既存建築物の建築後、相当期間、農業従事者であったことが記載されているもの。 ・農業委員会等で交付されたものとする。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途、面積を記載する。 ・既存建築物の建築確認通知書の写。 ・農地転用許可書の写。 ・既存建築物の建築年が判断できる図書。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第27号】 既存建築物(分家住宅)に係る建築行為等	ア 理由書 イ 申立書 ウ 戸籍謄本(原本) エ 本家の住民票(原本) オ 配置図 (縮尺1/300以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為(建築)の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・分家に該当する理由を具体的に記載する。 ・既存建築物の建築の経緯について、手続き等の内容を具体的に記載する。 ・本家が分家させる旨を証する内容を記載する。 ・本家との関係が民法第725条に定める親族の範囲で相続等により申請地の所有権を取得することができるかを判断できるものとする。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・敷地拡大を伴う場合は、現況配置図を併せて添付する。

各号	内容	必要な事項	説明
第14号		カ 既存建築物の平面図 (縮尺1/200以上) キ 予定建築物の平面図 (縮尺1/200以上) ク 本家の農業従事者証明書 ケ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・各部分の用途、面積を記載する。 ・農業委員会等で交付されたものとする。 ・現在、本家が農業従事者でない場合は、既存建築物の建築当時に農業従事者であったことが記載されているもの。 ・既存建築物の建築確認通知書の写。 ・農地転用許可書の写。 ・既存建築物の建築年が確認できる図書。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第28号】 建築物の用途 変更等 (1)、(2) 専用住宅	ア 理由書 イ 上記事情を証する書類 ウ 配置図 (縮尺1/300以上) エ 既存建築物の平面図 (縮尺1/200以上) オ 予定建築物の平面図 (縮尺1/200以上) カ 予定建築物の立面図 (縮尺1/200以上) キ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・既存建築物の建築の経緯について、手続き等の内容を具体的に記載する。 ・開発行為(建築)の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。(申請者) ・住宅を手放すこととなった理由を具体的に記載する。(現所有者) ・現在居住している住居の土地、家屋の登記簿謄本又は、家屋課税台帳の写しを添付する。 ・必要に応じて借家証明、被災証明、立退き証明、資産証明等を添付する。 ・開発許可等の写、建築確認通知書の写、農地転用許可書の写等を添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・開発審査会の事前審査を受けたものの場合に添付する。 ・既存建築物の建築年が確認できる図書。 ・住民票(現所有者、申請者)。 ・知事が必要と認める図書。
	(3)専用住宅以外	ア 理由書 イ 上記事情を証する書類 ウ 配置図 (縮尺1/300以上) エ 既存建築物の平面図 (縮尺1/200以上) オ 予定建築物の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・既存建築物の建築の経緯について、手続き等の内容を具体的に記載する。 ・申請地で事業を行うことの合理的事情について、具体的に記載する。(申請者) ・申請地の土地・建物を手放すこととなった理由を具体的に記載する。(現所有者) ・開発許可等の写、建築確認通知書の写、農地転用許可書の写等を添付する。 ・倒産、競売等の事実が確認できる図書。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。

各号	内容	必要な事項	説明
第14号		(縮尺1/200以上) カ 予定建築物の立面図 (縮尺1/200以上) キ 広報会等の同意書 ク その他	<ul style="list-style-type: none"> ・開発審査会の事前審査を受けたものの場合に添付する。 ・同意する内容に開発行為の場所、用途及び面積等が記入されているもの。 ・既存建築物の建築年が確認できる図書。 ・知事が必要と認める図書。
	(4)店舗等併用住宅専用住宅	ア 理由書 イ 上記事情を証する書類 ウ 配置図 (縮尺1/300以上) エ 既存建築物の平面図 (縮尺1/200以上) オ 予定建築物の平面図 (縮尺1/200以上) カ 予定建築物の立面図 (縮尺1/200以上) キ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・既存建築物の建築の経緯について、手続き等の内容を具体的に記載する。 ・店舗等の開業期間を記載する。 ・店舗等の営業が出来なくなった理由を具体的に記入する。 ・今後の生計(収入)予定について記載。 ・開発許可等の写、建築確認通知書の写、農地転用許可書の写等を添付する。 ・店舗等を営業していたことを確認できる書類(既に店舗等を閉鎖している場合)。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・開発審査会の事前審査を受けたものの場合に添付する。 ・既存建築物の建築年が確認できる図書。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第29号】 既存住宅の増築等のためのやむを得ない敷地拡大	ア 理由書 イ 上記事情を証する書類 ウ 現況の配置図 (縮尺1/300以上) エ 配置図 (縮尺1/300以上) オ 既存建築物の平面図 (縮尺1/200以上) カ 予定建築物の平面図 (縮尺1/200以上) キ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・既存建築物の建築の経緯について、手続き等の内容を具体的に記載する。 ・開発行為(建築)の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・開発許可等の写、建築確認通知書の写等を添付する。 <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用計画図と兼ねることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・既存建築物の建築年が確認できる図書。 ・住民票。 ・知事が必要と認める図書。
【提案基準第30号】 旧提案基準等の許可を受けた土地における開発行為等	ア 理由書 イ 上記事情を証する書類 ウ 現況の土地利用図	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の開発行為等について、手続き等の内容を具体的に記載する。 ・開発行為(建築)の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・都市計画法に関する開発許可(検査済証を含む。)、建築許可の写を添付する。 	

各号	内容	必要な事項	説明
第14号		(縮尺1/300以上) エ 配置図 (縮尺1/300以上) オ 既存建築物の平面図 (縮尺1/200以上) カ 予定建築物の平面図 (縮尺1/200以上) キ 予定建築物の立面図 (縮尺1/200以上) ク その他	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・最高の高さを記入する。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第31号】 保健調剤薬局の建築を目的とした開発行為等	ア 理由書 イ 建築の完了後速やかに開業し、かつ、継続的に営業できるものであることを証する書類 ウ 周辺の現況図 (縮尺1/2,500程度) エ 配置図 (縮尺1/300以上) カ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) キ 予定建築物の立面図 (縮尺1/200以上) ク その他	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為(建築)の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・営業に必要な免許証の写、取引先との納入(品名と数量)契約書等を添付する。 ・市街化調整区域の範囲、隣接又は近接する病院等の位置、病院等の敷地との間隔及び市街化区域との間隔を記載する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・車いす使用者用駐車施設の位置を記載する。 ・便所に手すりの有無を記載する。 ・知事が必要と認める図書。
	【提案基準第32号】 都市計画区域マスタープランに位置づけられた開発行為等	ア 理由書 イ 配置図 (縮尺1/300以上) ウ 周辺の現況図 (縮尺1/2500程度) エ 市町長の意見書 オ 都市計画区域マスタープラン及びその他の計画の写し カ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) キ 建築物の立面図 (縮尺1/200以上) ク その他	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興等を図るために、都市計画区域マスタープラン及びその他の計画に位置づけられていることを具体的に記載する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・建築物の連たん状況及び建築物の用途を記入する。 ・当該提案基準に基づき市町が策定した要綱の基準を満たしていることが記載されているもの。 ・当該計画に位置づけられていることがわかるもの。 ・知事が必要と認める図書。

各号	内容	必要な事項	説明
第14号	【提案基準第34号】 線引き前からの宅地における開発行為等	<p>ア 既存宅地として、線引き以前から宅地であったことを証する書類</p> <p>イ 附近の建物の連たん状況図</p> <p>ウ 配置図 (縮尺1/300以上)</p> <p>エ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上)</p> <p>オ 建築物の立面図 (縮尺1/200以上)</p> <p>カ 土地の現況写真</p> <p>キ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存宅地確認書。 ・ 線引き以前より土地登記簿の地目が宅地である場合は土地登記簿謄本。 ・ 線引き以後に土地登記簿の地目が宅地になった場合は、土地登記簿謄本、固定資産課税証明書、農地転用許可書等。 ・ 現在、土地登記簿の地目が宅地以外になっている場合は、土地登記簿謄本、固定資産課税証明書、農地転用許可書等。 ・ その他線引き以前から宅地であったことを証する書類。 ・ 市街化区域及び概ね50戸以上の集落が形成されている地域との位置関係を明記する。 ・ 土地利用計画図と兼ねることができる。 ・ 併用住宅の場合は、各部分の用途を明記し、面積表を記載する。 ・ 最高の高さを記入する。 ・ 現況図に撮影方向を明記し、写真に申請区域を明記(朱書)する。 ・ 知事が必要と認める図書。

法第34条第1号に関する参考資料

分類J - 卸売・小売業

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考
55 各種商品小売業	551 百貨店、総合スーパー	5511 百貨店、総合スーパー		百貨店、デパートメントストア、総合スーパー	×	×	
	559 その他の各種商品小売業	5599 その他の各種商品小売業	衣食住にわたる各種商品の販売、常時50人未満の従業員使用	百貨店・デパートメントストア（従業者が常時50人未満のもの）、ミニスーパー、よろず屋	×	×	
56 織物、衣服、身のまわり品小売業	561 呉服・服地・寝具小売業	5611 呉服、服地小売業		呉服店、和服、反物、帯、服地、小切、裏地、らしや × 下着類・靴下・足袋等(5692)			
		5612 寝具小売業		布団、毛布、ふとん地、敷布、蚊帳、布団綿、丹前、ナイトガウン、まくら、マットレス、パジャマ × ベッド(5911)、電気毛布(5921)	×		
	562 男子服小売業	5621 男子服小売業	既製、注文は不問	洋服店、注文服店、テラーショップ、学生服、オーバーコート、レインコート、ジャンパー、作業服、ズボン × 材料個人持ちの注文服店(8331)、ワイシャツ(5692)、運動衣(6051)			
	563 婦人・子供服小売業	5631 婦人服小売業	既製、注文は不問	婦人服、事務服、レインコート、毛皮コート × 材料個人持ちの注文服店(8331)、白衣(5699)、運動衣(6051)			
		5632 子供服小売業	既製、注文は不問	子供服、ベビー服 × 材料個人持ちの注文服店(8331)			
	564 靴・履物小売業	5641 靴小売業	各種くつ類	くつ、ゴム靴、地下足袋 × 中古靴(6097)、修理(8793)、スポーツ用靴(6051)			
		5642 履物小売業	下駄、草履、スリッパ	下駄屋、草履屋、スリッパ、サンダル			
	569 その他の織物・衣服・身のまわり品小売業	5691 かばん、袋物小売業		かばん、ハンドバック、袋物、トランク			
		5692 洋品雑貨、小間物小売業		洋品店、装身具(貴金属製を除く)、ワイシャツ、下着類、帽子、ネクタイ、ふるしき、タオル、たび、くつ下、化粧道具			
		5699 他に分類されない織物、衣服、身のまわり品小売業		洋傘、和傘、ステッキ、白衣			
57 飲食物品小売業	571 各種食料品小売業	5711 各種食料品小売業	各種食料品を一括して小売りする	各種食料品店、食料雑貨店			
	572 酒小売業	5721 酒小売業		酒屋			
	573 食肉小売業	5731 食肉小売業(5732を除く)		肉屋、馬肉、獣肉、塩蔵肉、冷凍肉、肉製品、魚肉ハム・ソーセージ			
		5732 卵、鳥肉小売業		卵、鳥肉			
	574 鮮魚小売業	5741 鮮魚小売業		魚屋、鮮魚、貝類、かき、川魚、うなぎ、食用蛙、冷凍魚 × 観賞用鯉(6095)			
	575 野菜果実小売業	5751 野菜小売業		八百屋、野菜小売			

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22 条第6 号該当	法第34 条第1 号該当	備考	
57 飲食料 品小売 業	575 野菜果実 小売業	5752 果実小売 業		果物屋				
	576 菓子・パン 小売業	5761 菓子小売 業	製造小売	洋菓子、和菓子、干菓子、駄菓子、せんべい、あめ、饅頭、ケーキ、まんじゅう、もち、焼きいも、甘栗、アイスクリーム、アイスキャンデー、ドーナツ	×	×		
		5762 菓子小売 業	小売のみ					
		5763 パン小売業	製造小売		パン	×	×	
		5764 パン小売業	小売のみ					
	577 米穀類小 売業	5771 米穀類小 売業		米麦小売、豆類雑穀類小売				
	579 その他の食 料品小売 業	5791 コンビニエ ンスストア	飲食料品を中心とする もの	コンビニエンスストア				
		5792 牛乳小売 業		牛乳小売、牛乳スタンド				
		5793 飲料小売 業		清涼飲料、果汁飲料、ミネラルウオ ター、乳酸菌飲料、茶類飲料				
		5794 茶類小売 業		茶、こぶ茶、コーヒー、ココア、豆茶、麦 茶、紅茶				
		5795 料理品小 売業		そう菜屋、折詰、揚物、弁当仕出屋、サン ドイッチ小売、駅弁売店、おにぎり、すし、				
		5796 豆腐、かま ぼこ等加工 食品小売 業		豆腐、こんにゃく、納豆、漬け物、佃煮、 たいみそ、ちくわ、おでん材料				
		5797 乾物小売 業	水産物、農産物の乾物	乾物屋、干魚、干びょう、麩(ふ)、乾燥野 菜、こうや豆腐、干しのり、海藻				
	5799 他に分類さ れない飲食 料品小売 業		氷、乾めん、インスタントラーメン、缶詰、 乳製品、調味料					
58 自動車 自転車 小売業	581 自動車小 売業	5811 自動車小 売業		自動車	×	×		
		5812 中古自動 車小売業		中古自動車	×	×		
		5813 自動車部 分品・付属 品小売業		自動車部分品、付属品、自動車タイヤ、 カーアクセサリ、カーエアコン、カー ステレオ	×	×		
		5814 二輪自動 車小売業		二輪自動車、スクータ、原動機付自転 車、二輪自動車部分品・付属品				
	582 自転車小 売業	5821 自転車小 売業		自転車、リアカー、自転車部分品・付属 品、自転車タイヤ・チューブ、中古自転車 × 自転車修理(8799)、貸自転車(8851)				
59 家具・ じゅう器・ 機械器 具小売 業	591 家具・建 具・畳小売 業	5911 家具小売 業		家具、洋家具、和家具、いす、机、卓子、 ベッド、つい立、びょうぶ、浴槽、額縁、本 棚、鏡台、じゅうたん、カーテン	×	×		
		5912 建具小売 業		建具 × 表具業(8731)	×	×		

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考
59 家具・ じゅう器・ 機械器具 小売業	591 家具・建 具・畳小売 業	5913 畳小売業		畳、ござ、花むしろ ×畳裏返し業(8799)	×	×	
		5914 宗教用具 小売業		仏具、神具	×	×	
	592 機械器具 小売業	5921 電気機械 器具小売 業	家庭用電気機械器具 及びその部分品を小売 する事業所	テレビ、ラジオ、冷蔵庫、アイロン、掃除 機、洗濯機	×	○	
		5922 電機事務 機械器具 小売業	家庭用電気事務機械 器具及びその部分品を 小売する事業所	ワードプロセッサ、パーソナルコンピュ ータ、フレキシブルディスク、パソコンソフト	×	○	
		5929 その他の機 械器具小 売業	家庭用のその他の機械 器具を小売する事業所	ガス器具、ミシン、編み機、石油ストーブ	×	○	
	599 その他の じゅう器小 売業	5991 金物小売 業	家庭用金物雑貨を小 売、バケツ・じょうろの板 金製品の製造小売を含	金物店、刃物、そり刃、くぎ、ほうろう鉄 器、鉄器、アルミニウム製品、錠前、魔法 瓶	○	○	
		5992 荒物小売 業	ぼうき、ざる、わら細工、 ろうそく	荒物屋、日用雑貨、ぼうき、木箸、たわ し、なべ、バスケット、なわ	○	○	
		5993 陶磁器・ガ ラス器小売 業		瀬戸物、焼物、土器、陶器、磁器、ガラス 器、食器、花器	○	○	
		5999 他に分類さ れないじゅ う器小売業		漆器、茶道具、花器(陶磁器製、ガラス製 のものを除く)、プラスチック製食器、華道 具、貴金属製食器	×	×	
	60 その他の 小売業	601 医薬品・化 粧品小売 業	6011 医薬品小 売業		薬局、薬店、漢方薬、生薬、薬種、医薬 品配置、紙おむつ	○	○
6012 調剤薬局			医師の処方せんに基 づき医療用医薬品を調 剤し、販売する事業所	薬局、調剤薬局、ファーマシー	○	○	
6013 化粧品小 売業				香水、香油、おしろい、整髪料、石けん、 歯磨、シャンプー、白髪染 ×化粧品道具(5692)	○	○	
602 農耕用品 小売業		6021 農業用機 械器具小 売業		農業用機械器具、すき、くわ、かま、鳥獣 害防除器具、畜産用機器、養蚕用機器、 耕うん機、ハンドトラクタ、コンバイン	×	○	
		6022 苗、種子小 売業		種苗、苗木、種子	×	○	
		6023 肥料、飼料 小売業		化学肥料、有機質肥料、複合肥料、飼 料、農薬、園芸用土	×	○	
603 燃料小売 業		6031 ガソリンス タンド		ガソリンスタンド、給油所、液化石油ガス (LPG)スタンド	×	○	
		6032 燃料小売 業	ガソリンスタンドを除く	薪炭、煉炭、豆炭、石炭、プロパンガス、 灯油	○	○	
604 書籍、文房 具小売業		6041 書籍、雑誌 小売業		書店、洋書取次店、楽譜、古本、古雑誌 ×貸本屋(8899)	×	○	
		6042 新聞小売 業		新聞販売店、新聞取次店	×	○	
		6043 紙、文房具 小売業		洋紙、板紙、和紙、ふすま紙、障子紙、帳 簿類、ノート、万年筆、鉛筆、ペン、イン キ、すずり、筆、朱肉、製図用具、算盤、 手工材料、絵画用品	○	○	
605 スポーツ用 品、がん具 、娯楽用 品、楽器小 売業		6051 スポーツ用 品小売業		運道具、スポーツ用品、ゴルフ用品、釣 具、狩猟用具、スポーツ用靴、運動衣、 ジェットスキー、サーフボード、登山用品	×	○	

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考	
60 その他の 小売業	605 スポーツ用品、がん具、娯楽用品、楽器小売業	6052 がん具、娯楽用品小売業		おもちゃ屋、人形、模型、教育玩具、羽子板、娯楽用品、テレビゲーム機、ゲーム用ソフト				
		6053 楽器小売業		和洋楽器、ピアノ、三味線、音楽CD・テープ	×	×		
	606 写真機、写真材料小売業	6061 写真機、写真材料小売業		写真機小売、写真材料小売、×フィルム現像・焼付業(8393)、D.P.E取次業(8393)	×			
	607 時計、眼鏡光学機械小売業	6071 時計、眼鏡光学機械小売業	時計、眼鏡販売、付随して修理研磨	時計店、眼鏡店 × 時計修理(8792)、眼鏡修理(8799)	×			
	609 他に分類されない小売業	6091 たばこ喫煙具専門小売業	もっぱら煙草、喫煙具を小売するもの	もっぱら煙草、喫煙具を小売するもの煙草、喫煙具の小売と他の商品の小売を兼ねているときは他の商品によって分類される。				
		6092 花、植木小売業		花屋、切花小売、フロリスト × 造花小売(6099)、苗木小売(6022)	×			
		6093 建築材料小売業		木材小売業、セメント小売業、板ガラス、ブロック、プラスチック建材	×	×		
		6094 ジュエリー製品小売業		宝石小売業、金製品小売業、銀製品小売業、白金製品小売業、装身具小売業(貴金属製のもの)	×	×		
		6095 ペット・ペット用品小売業		ペットショップ、ペットフード小売業	×	×		
		6096 骨とう品小売業		骨とう品小売	×	×		
6097 中古品小売業			古道具、中古家具、古建具、古楽器、古写真機、古運動具、古靴、古レコード、中古衣服	×	×			
6099 他に分類されないその他の小売業		美術品、名刺、印章、印判、帆布、造花、標本、旗ざお、碑石、墓石、荷車、古切手、古銭	×	×				

分類M - 飲食店、宿泊業

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考	
70 一般 飲食店	701 食堂、レストラン	7011 一般食堂	主食	食堂、大衆食堂、お好み食堂、定食屋、めし屋、ファミリーレストラン × ファミリーレストラン(中華料理のみを提供するもの)	×		調理師 製菓衛生師 栄養士 食品衛生 管理師 食品衛生 責任者	
		7012 日本料理店	日本料理(そば、すしを除く)	てんぷら、うなぎ、川魚、精進料理、鳥料理、釜めし、お茶漬屋、にぎりめし屋、沖縄料理、とんかつ、郷土料理、かに料理、牛丼、ちゃんこ鍋、しゃぶしゃぶ、すき焼き、懐石料理	×	×		
		7013 西洋料理店	欧米諸国の料理	フランス料理、ロシア料理、イタリア料理、メキシコ料理	×	×		
		7014 中華料理		中華料理	中華料理、上海料理、北京料理、広東料理、四川料理、台湾料理、餃子	×		×
					中華そば店、ラーメン店	×		
7019 その他の食堂、レストラン			朝鮮料理、印度料理、カレー料理、焼肉店、エスニック料理、無国籍料理	×	×			

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考
70 一般 飲食店	702 そば、うどん店	7021 そば、うどん店		そば屋、うどん屋	×		調理師 製菓衛生師 栄養士 食品衛生 管理師 食品衛生 責任者
	703 すし店	7031 すし店		すし屋	×		
	704 喫茶店	7041 喫茶店		喫茶店、フルーツパーラ-	×		
	709 その他の一般飲食店	7099 その他の一般飲食店		大福屋、今川焼屋、お好み焼屋	×		
71 遊興 飲食店	711 料亭	7111 料亭		料亭、割烹店、待合	×	×	
	712 パー、キャバレー、ナイトクラブ	7121 パー、キャバレー、ナイトクラブ		パー、スナックパー、キャバレー、ナイトクラブ	×	×	
	713 酒場、ビアホール	7131 酒場、ビアホール		大衆酒場、居酒屋、焼鳥屋、おでん屋、もつ焼屋、ダイニングバー、ビアホール	×	×	

分類N - 医療、福祉

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考
73 医療業	735 療術業	7351 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の施術所		あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復	×		あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師
		7359 その他の療術業			×	×	

分類P - 複合サービス事業

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考	
79 協同組合(他に分類されないもの)	791 農林水産業等協同組合	7911 農業協同組合		農協(各種事業を行うもの)	×			
		7912 漁業協同組合		漁協(各種事業を行うもの)	×			
		7913 水産加工業組合				×		
		7914 森林組合				×		
	792 事業協同組合	7921 事業協同組合			織物協同組合	×		

分類Q - サービス業

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考
80 専門 サービス業	808 写真業	8081 写真業(商業写真業を除く)	肖像写真、フィルム現像、複写(専ら写真現像、焼付を行う事業所は、8393に該当)	写真撮影、現像、焼付、引伸	×		

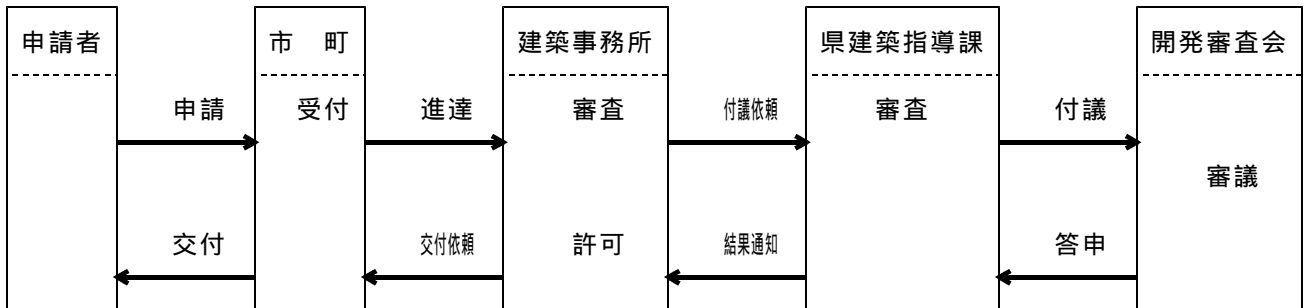
中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考	
80 専門サービス	808 写真業	8082 商業写真業		商業写真、宣伝写真、出版写真	×	×		
82 洗濯・理容・美容・浴場業	821 洗濯業	8211 普通洗濯業	衣服など原形のまま洗濯する事業	クリーニング業、ランドリ-	×		クリーニング師	
		8212 洗濯物取次業		洗濯物取次所、クリーニング取次所	×			
		8213 リネンサプライ業	繊維製品を洗濯、使用させるために貸与	リネンサプライ、貸おむつ、貸タオル	×	×		
	822 理容業	8221 理容業		理髪店、床屋	×		理容師	
	823 美容業	8231 美容業		美容院、髪結	×		美容師	
	824 公衆浴場業	8241 公衆浴場業		銭湯	×			
	825 特殊浴場業	8251 特殊浴場業		温泉浴場、蒸し風呂、砂湯、鉱泉浴場、ソープランド	×	×		
	829 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	8291 洗張・染物業	8291 洗張・染物業	衣服などを分解し、洗張、湯のし、しみぬき、衣類、織物などの染色	洗張業、濁のし、しみぬき、染物屋、京染、染直し	×	×	
8292 エステティック業				エステティックサロン	×	×		
8299 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業				コインシャワー、寝具消毒乾燥、コインランドリ-、マニキュア、ペディキュア、ネイルサロン	×	×		
83 その他の生活関連サービス業	833 衣服裁縫修理業	8331 衣服裁縫修理業	個人持ちの材料で衣服の裁断あるいは衣服の修理を行う事業	衣服裁縫、衣服修理、更正仕立直し、裏返し、和・洋服裁縫、かけはぎ	×			
	834 物品預り業	8341 物品預り業		自転車預り × 倉庫業(4711)、ガレージ業(6931)・駐車場業(6931)	×			
	835 火葬・墓地管理業	8351 火葬業		火葬場	×	×		
		8352 墓地管理業		墓地管理業	×	×		
	836 冠婚葬祭業	8361 葬儀業	8361 葬儀業		葬儀屋、斎場	×	×	
			8362 結婚式場業		結婚式場	×	×	
			8363 冠婚葬祭互助会		冠婚葬祭互助会	×	×	
	839 他に分類されない生活関連サービス業	8391 食品賃加工業	家庭消費用として原料個人持ちの粉及び穀物などを賃加工する事業所	小麦粉賃加工	×			
		8392 結婚相談業、結婚式場紹介業			×	×		
		8393 写真現像・焼付け業		写真現像、焼付、DPE取次業	×	×		

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考
83 その他の生活関連サービス業	839 他に分類されない生活関連サービス業	8399 他に分類されないその他の生活関連サービス業		古綿打直し業	×		
				易断所、観光案内業、靴磨き	×	×	
86 自動車整備業	861 自動車整備業	8611 自動車一般整備業	道路運送車両法の認証工場(主として小型自動車及び軽自動車の整備)	自動車修理、整備業	×		自動車整備士
		8619 その他の自動車整備業		車体修理、車体整備、再塗装、溶接、電装品整備、蓄電池修理、タイヤ修理、タイヤ整備、ブレーキ修理、部品整備、エンジン修理、自動車再生、自動車清掃、洗車	×	×	
87 機械等修理業	871 機械修理業	8711 一般機械修理業		内燃機関修理、光学機械修理、航空機整備	×	×	
			農機具の修理	農業用トラクター、耕うん機、畜産用機器、コンバイン、田植機	×		
		8712 建設機械、鉱山機械整備業		建設用トラクター修理	×	×	
	872 電気機械器具修理業	8721 電気機械器具修理業		ラジオ修理、テレビ修理、冷蔵庫修理	×		
	873 表具業	8731 表具業		表具、表装業、ふすま張り、びょうぶ張り、障子張り	×	×	
	879 その他の修理業	8791 家具修理業		家具修理、いす修理	×	×	
		8792 時計修理業		時計修理業、電気時計修理業	×	×	
		8793 履物修理業		靴修理、ゴム靴修理、スック靴修理、げた修理	×		
		8794 かじ業	手工鍛造、その他のかじ業を行う事業所	かじ業、てい鉄修理、農機具修理	×		
		8799 他に分類されないその他の修理業		くら、馬具修理、ノコギリ目立、とぎや、ピアノ調律、オルガン調律	×	×	
			イカケ、バケツ修理、自転車、自転車タイヤ	×			
88 物品賃貸業	881 各種物品賃貸業	8811 総合物品賃貸業		総合リース業	×	×	
		8819 その他の各種物品賃貸業		各種物品レンタル業	×	×	
	882 産業用機械器具賃貸業	8821 産業用機械器具賃貸業			×	×	
		8822 建設機械器具賃貸業			×	×	
	883 事務用機械器具賃貸業	8831 事務用機械器具賃貸業			×	×	
88 物品賃貸業	883 事務用機械器具賃貸業	8832 電子計算機・同関連機器賃貸業			×	×	

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22 条第6 号該当	法第34 条第1 号該当	備考
	884 自動車賃 貸業	8841 自動車賃 貸業		レンタカー、自動車リース	×	×	
	885 スポ-ツ・ 娯楽用品 賃貸業	8851 スポ-ツ・ 娯楽用品 賃貸業		貸し自転車、スポ-ツ用品、貸しテント	×	×	
	889 その他の物 品賃貸業	8891 映画・演劇 用品賃貸 業		映画用諸道具賃貸業、演芸用諸道具賃 貸業、映写機賃貸業、映画フィルム賃貸 業、貸衣装業(映画・演劇用のもの)	×	×	
8892 音楽・映像 記録物質 賃貸業			レンタルビデオ、レコード 賃貸業、CD賃 貸業	×	×		
8893 貸衣装業			貸衣装	×	×		
8899 他に分類さ れない物品 賃貸業			貸テレビ、貸本、貸楽器、貸美術品、貸 布団、貸植木、貸花環、貸ピアノ	×	×		

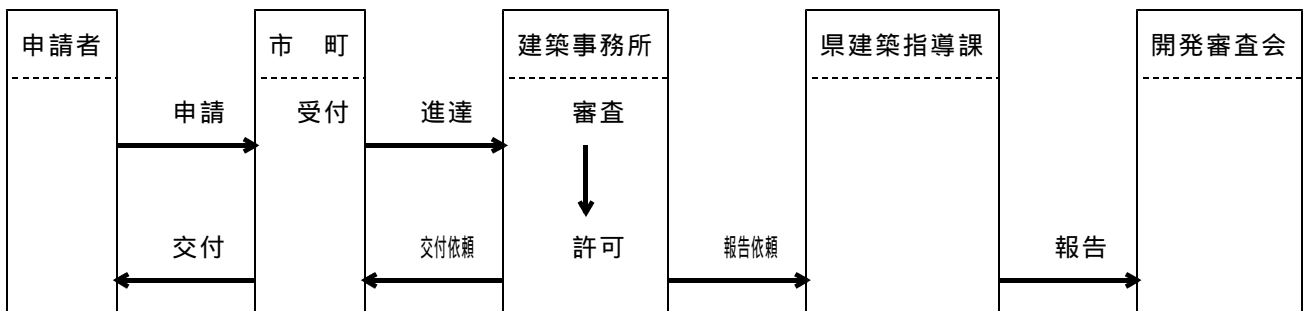
法第34条第14号の手續フロー

(1) 審査会付議の場合

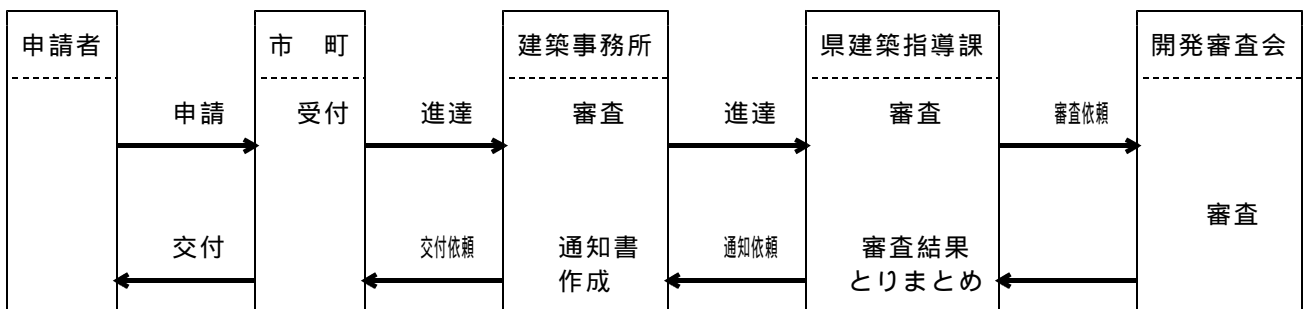


注) 事前審査を要する場合は、あらかじめ(3)の手續を行っておく必要があります。

(2) 審査会報告(審査会包括承認基準に合致)の場合



(3) 事前審査の場合



注) 事前相談、補正指示、不許可処分等は除いて記載しています。
 令第36条第1項第3号ホ案件も同様となります。

集落連たん地域における開発行為等（制度廃止）

昭和51年10月1日 適用
 昭和52年7月1日 改正
 昭和55年5月1日 改正
 昭和55年8月1日 改正
 昭和61年8月30日 改正
 平成3年8月31日 廃止
 平成6年3月31日 取扱い廃止

(1) 適用範囲

市街化調整区域内のうち、集落連たん地域に指定された地域でおおむね50戸以上の建築物が連たんする区域及びその周辺約100メートル以内の土地において、次の各号の一に該当する土地に係る開発行為等とする。

ア 次に掲げる資金のために売却された土地であること。（土地所有者が自己用のため又は同一戸籍に属する者のために使用する資金とする。）

- (ア) 結婚資金
- (イ) 就学資金
- (ウ) 療養資金
- (エ) 災害資金（交通事故災害により使用する資金を含む。）
- (オ) 農業用事業資金
- (カ) 自己用住宅建築資金

イ 自己の居住（土地所有者又は土地所有者と同一世帯又は同一戸籍に属する者の住宅をいう。以下同じ。）又は、自己の業務（賃貸住宅の用に供するものを含む。）の用に供するために自ら開発する土地であること。

(2) 許可基準

当該申請に係る開発行為等は、次の各号の要件に該当しなければならない。

ア 開発行為等をする土地は、当該資金を必要とするための土地売却者又は自ら開発する土地所有者が昭和51年8月31日以前から所有していた土地であること。ただし、前記期日以後において、相続を受けた土地については、被相続者がその期日以前から所有していた場合に限り認めるものとする。

イ 開発行為に伴って周囲の環境の悪化のおそれがなく、かつ周辺の土地利用に支障を及ぼさないと認められる土地であること。

ウ 開発行為の規模が1,000平方メートル未満であること。

エ 当該資金を必要とするため売却される土地である旨の市町長の証明がなされた土地であること。

オ 申請地が農地である場合は、農地転用の許可がなされる土地であること。

カ 開発行為に依る許可の日から1年以内（土地の売却を受けて開発行為をするときは、申請地の取得の日から1年以内）に開発行為が完了できること。

キ 予定建築物の用途は、旧開発想定区域で定めた想定用途に適合する建築物であること。

なお、延べ面積の敷地面積に対する割合（容積率）、建築面積の敷地面積に対する割合（建ぺい率）、壁面線による建築制限及び高さ制限は次表によるものとする。

用途地域	建ぺい率	容積率	壁面線による建築制限	建築物の高さの制限	備考
第1種住居専用地域	5/10以下	8/10以下	道路境界線から1メートル以上	10メートル以下	街区の角地等の建ぺい率は1/10増とすることができる。
第2種住居専用地域 住居地域 準工業地域	6/10以下	20/10以下			
商業地域	8/10以下	40/10以下			

(3) 取扱要領（申請手続）

- ア 当該土地を売却しようとする土地所有者は、当該資金を必要とするために売却する土地である旨の証明願（別紙様式）を市町長に提出し、市町長より売却証明書（奥書証明）の交付を受けるものとする。
- イ 前号により市町長の証明を受けた土地を譲り受けて開発行為をしようとする者は、この証明書を開発許可等の申請書に添付して申請するものとする。
- ウ 自己の居住又は業務に供するための土地に係る開発行為等の申請内容については、戸籍謄本・住民票・土地登記簿謄本・農地転用許可申請書（許可書）・自己の居住の用に供する旨を証する書面等により確認できるものとする。
- エ この取扱いは、平成3年8月31日までとする。

（制度廃止の周知期間として、平成6年3月31日までに開発許可等の申請を行う場合については、廃止前の制度の適用を可能とする経過措置を講じた。）

* なお、この集落連たん地域における開発行為等は、提案基準第30号（旧提案基準等の許可を受けた土地における開発行為等）における旧提案基準にあたる。